

大牟田市子ども読書推進計画 (第4次)

(2025~2029)



大牟田市公式キャラクター「ジャ一坊」

令和7年3月
大牟田市教育委員会

はじめに

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び感性を磨き、表現力を高め創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要です。

子どもの読書活動の推進については、「子どもの読書活動の推進に関する法律」において基本理念等が定められており、地方公共団体は「基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」とこととされています。

大牟田市教育委員会では、「国民読書年」である平成 22 年(2010 年)に子どもたち一人ひとりが、本に親しむ喜びを知り、力強く未来を切り開いて生きていく力をつけることができるよう、読書活動を推進する環境をつくっていくための大牟田市子ども読書推進計画(2010 年度～2014 年度)を策定し子どもの読書推進の取組みを進めました。

その後、第 2 次計画(2015 年度～2019 年度)、第 3 次計画(2020 年度～2024 年度)を策定し(計画を改訂し)、各計画の 5 か年間の取組みの総括と引き続き子どもの読書環境の整備に取り組んでいるところです。

一方、大牟田市では、柳川市、みやま市、及び長洲町との共同運営として令和 4 年(2022 年)5 月に「ありあけ圏域電子図書館」をスタートさせるなど新しい読書スタイルの推進も図ってきており、子どもの読書を取り巻く環境や生活も変化が生じてきているところです。

そこで、今般の社会情勢や本市の読書環境や取組み状況などを踏まえ「大牟田市子ども読書推進計画」の再改訂を行い、「大牟田市子ども読書推進計画(第 4 次)」として新たに取組みを進めていくこととしました。

結びに、本計画の策定に当たって、ご尽力賜りました関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和 7 年 3 月

大牟田市教育委員会

大牟田市子ども読書推進計画（第4次） 目次

第1章 計画の策定にあたって

1 子ども読書活動の意義や関係法律の動き	1
2 計画策定の背景	2
3 計画策定の目的や計画の位置づけ	3
4 計画の期間と対象	4
5 E S DとS D Gs の視点	5

第2章 子どもの読書に関する現状と課題

1 子どもの読書に関する社会資源や主な取組み	7
2 子どもの読書に関する各種調査等の概要	10
3 子どもの読書に関する各種調査等から見えてきたもの	11
4 各種調査等から見えてきたもののポイント	28
5 子どもの読書推進に係る今後の方向性	29

第3章 計画の目標と施策体系

1 計画の基本理念や基本方針	31
2 子どもの発達段階に応じた特徴	33
3 各主体の役割について	34
4 3つの基本目標と成果指標	37
5 施策の体系	38

第4章 具体的な取組みと計画の推進について

1 各施策毎の主な取組み	39
2 計画の進捗管理と推進体制	52

資料編

1 子どもの読書推進に関する関係法律	55
2 大牟田市子ども読書推進計画改訂検討会	61
3 計画の素案に対する市民意見募集結果	63
4 計画策定の経過	66

第1章

計画の策定にあたって

ここでは、大牟田市子ども読書推進計画(第4次)の策定意義や背景等について記します。

- 1 子ども読書活動の意義や関係法律の動き
- 2 計画策定の背景
- 3 計画策定の目的や計画の位置づけ
- 4 計画の期間と対象
- 5 ESDとSDGsの視点

1

子ども読書活動の意義や関係法律の動き

1. 子どもの読書活動の意義

今日、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。インターネットが普及し、携帯電話やスマートフォンの所持率も伸びています。これに伴い、子どもたちが知識を得る手段も多様になってきており、相対的に読書時間の減少が懸念されています。一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、GIGAスクール構想¹による学校のICT²環境の整備等により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しており、子どもの読書活動にも影響を与えていく可能性が出てきました。

子どもの読書活動は、言葉を学ぶだけでなく感性を磨き表現力を高め、創造力を豊かなものになります。様々な発見や感動、知る喜びや楽しみをもたらすとともに、読み終えた充実感、満足感、さらにはコミュニケーション能力が高まるなど、人生をより良く生きていく力を身につけるために欠くことのできないものです。また、学力的側面への効果についても、読書は情報処理能力・理解力・集中力を高めることが知られています。

子どもの頃のそのような体験等は、生涯にわたる学習意欲やウェルビーイング³(Well-being)につながるとともに、将来、その体験を子どもたちが共有していきたいという動機となり、世代を超えた読書活動の推進の循環が形成されることが期待されます。

このように、子どもの読書活動を活発にすることは、子どもの将来にとってとても大切なものです。

2. 子どもの読書に関する関連法律の動き

(1)子どもの読書活動の推進に関する法律[平成13年(2001年)12月施行]

子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的に施行されました。

(2)視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律【読書バリアフリー法】

[令和元年(2019年)6月施行]

視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的に施行されました。

¹ 2019年(令和元年)に開始された全国の児童生徒1人に1台のコンピューターと高速ネットワークを整備する文部科学省の取組み。

² 情報通信技術の略で通信技術を活用したコミュニケーション。

³ 身体的、精神的に健康な状態であるだけでなく、社会的、経済的に良好で満たされている状態が続いていること。

2

計画策定の背景

1. 国の動き

国は、平成 13 年(2001 年)12 月の「子どもの読書活動の推進に関する法律」の施行に伴い、毎年 4 月 23 日を「子ども読書の日」と定めました。この法律においては子どもの健やかな成長に資する読書活動の推進という目的と基本理念が掲げられ、その実現を図るための国の責務、地方公共団体の責務、事業者の努力、保護者の役割、関係機関との連携強化などについて規定するとともに、基本計画の策定や必要な財政措置等についても盛り込まれています。

その後、平成 14 年(2002 年)8 月に「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、平成 20 年(2008 年)3 月に「第 2 次計画」、平成 25 年(2013 年)5 月に「第 3 次計画」、平成 30 年(2018 年)4 月に「第 4 次計画」、令和 5 年(2023 年)3 月に現行計画である「第 5 次計画」を策定し、現在はこの計画に基づき以下の基本方針のもと取り組まれています。

- ①不読率の低減
- ②多様な子どもたちの読書機会の確保
- ③デジタル社会に対応した読書環境の整備
- ④子どもの視点に立った読書活動の推進

2. 福岡県の動き

福岡県は、平成 16 年(2004 年)2 月に「福岡県子ども読書推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進を福岡県における教育行政施策として明確に位置づけ、基本理念や施策推進のための基本の方針を示しました。

その後、平成 22 年(2010 年)3 月に「第 2 次計画」、平成 28 年(2016 年)8 月に「第 3 次計画」、令和 5 年(2023 年)12 月に現行計画である「第 4 次福岡県子ども読書推進計画」を策定しました。

「第 4 次計画」では、子どもがそれぞれの発達段階・個性に応じ、読書習慣を身に付け、自主的な読書活動ができるような環境の整備を推進することを目標に掲げ、推進のための以下の 4 つの方策を講じる取組みが進められています。

- ①家庭・地域・学校・民間における子どもの読書活動の推進
- ②施設・設備等の環境の整備・充実
- ③図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化
- ④子どもの読書活動に関する理解と関心を深める取組の普及

3. 大牟田市の動き

大牟田市は、国・県の動向等を踏まえ、平成22年(2010年)5月に「大牟田市子ども読書推進計画(2010年度～2014年度)」を策定しました。これに基づき、すべての子どもが読書の楽しさを知り、自主的に読書活動を進めることができるよう、読書環境の整備に関する施策を示しました。その後、平成27年(2015年)3月に第2次計画(2015年度～2019年度)、令和2年3月に第3次計画(2020年度～2024年度)を策定し、以下の3つの基本方針を掲げ、推進の取組みを進めています。

- ①家庭・地域・学校・図書館での子どもの発達段階に応じた読書活動の推進
- ②連携や協力の推進
- ③子どもの読書活動に関する理解と関心の普及啓発

3 計画策定の目的や計画の位置づけ

1. 計画策定の目的

「大牟田市子ども読書推進計画」(以下「大牟田市第4次計画」という。)は、すべての子どもが読書の楽しさを知り、自主的に読書活動を進めることができるよう環境づくりに努めることを目的とします。

今回策定する大牟田市第4次計画は、「第3次計画」策定後の5年間にわたる成果と課題を踏まえて、今後の実践していくべき施策の方向性を示すものです。

2. 計画の位置づけ

大牟田市第4次計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に定める「市町村子ども読書活動推進計画」であり、大牟田市における子どもの読書活動推進に向けた基本方針を掲げるとともに、その実現を目指すための取組みを示すものです。

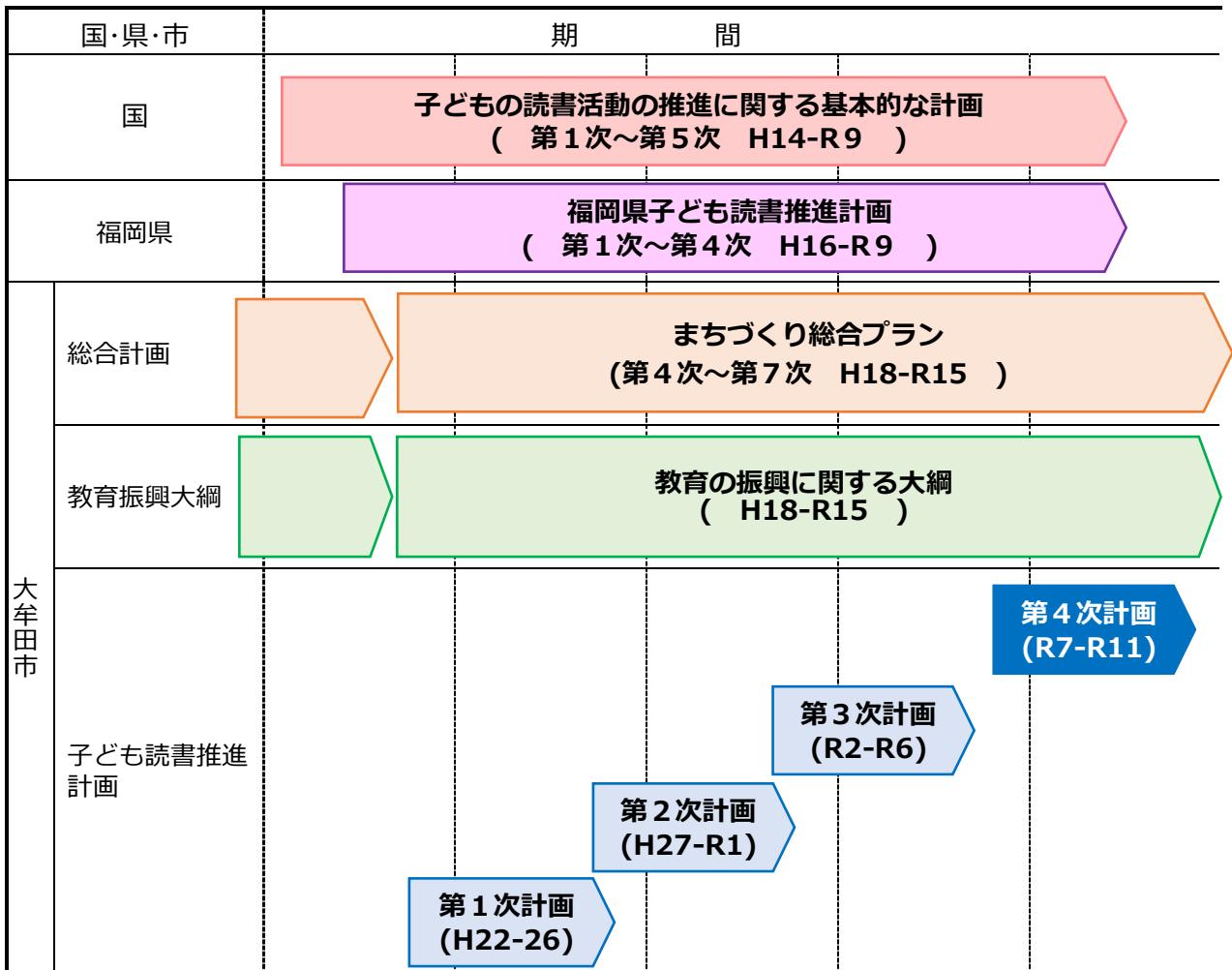
なお、国が策定した第5次計画ならびに福岡県が策定した第4次計画を参考とし、「大牟田市まちづくり総合プラン⁴」及び「大牟田市教育の振興に関する大綱⁵」との整合を図りながら、子どもの読書活動を推進していきます。

⁴ 大牟田市における行政運営の最上位計画。

⁵ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めるところにより本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱。

4**計画の期間と対象****1. 計画の期間**

大牟田市第4次計画の期間は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までのおおむね5年間とし、国・県の動向や社会情勢などの変化に応じて、必要な見直しを行うものとします。

**2. 計画の対象**

大牟田市第4次計画の対象は、おおむね18歳以下の子どもを対象とします。

また、保護者をはじめ、子どもの読書活動に関わるすべての市民や地域、学校、行政、関係機関やボランティア団体なども対象としています。

5 ESDとSDGsの視点

大牟田市では、平成24年(2012年)に全ての市立小・中・特別支援学校がユネスコスクール⁶の認定を受け、持続可能な開発のための教育(ESD)を行っています。また、平成27年(2015年)に国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」⁷が採択され、持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)と169のターゲットから構成される「持続可能な開発目標」(SDGs)が策定されました。大牟田市においては、令和元年(2019年)に内閣府の「SDGs未来都市⁸」に選定され、SDGsに関する啓発や地域課題の解決など、持続可能なまちづくりに向けた取組みを進めています。

このような中において、子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくことに繋がるとともに、持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)の目標達成にも繋がることから、SDGsの視点を持って策定を進めます。



⁶ ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校。

⁷ 2030年までに極度な貧困を撲滅することも含め、あらゆる場所のあらゆる形態の貧困に終止符を打つことを決意し、持続可能な開発を実現することを目指す国際目標。

⁸ SDGs達成に向けた取組みを積極的に進める自治体を公募し、経済・社会・環境の三方面の統合的取組みにより新たな価値を創造する提案を行った自治体を認定する制度。

第2章

子どもの読書に関する現状と課題

ここでは、大牟田市の子ども読書に関する現状と課題等について記します。

- 1 子どもの読書に関する社会資源や主な取組み
- 2 子どもの読書に関する各種調査等の概要
- 3 子どもの読書に関する各種調査等から見えてきたもの
- 4 各種調査等から見えてきたもののポイント
- 5 子どもの読書推進に係る今後の方向性

1

子どもの読書に関する社会資源や主な取組み

1. 子どもの読書関連施設等と組織・取組みの概要

(1) 大牟田市立図書館

現図書館は、平成3年(1991年)に新設開館。約26万冊の図書資料等を所蔵しています。また、ボランティアの協力を得て週3回おはなし会を開催しています。



(2) 地区公民館

大牟田市の社会教育施設の一つとして、市内に7か所の地区公民館を設置しており、このうち、6か所の地区公民館(三川・勝立・吉野・三池・手鎌・駿馬)に図書コーナーを設け、貸出し等を行っています(約6万冊の図書資料等を所蔵)。



(3) ともだちや絵本美術館

令和3年(2021年)開館。大牟田市動物園内に位置しています。絵本原画を展示するほか、動物園などと連携し多様な企画展などを実施しています。また、動物園や絵本関係のワークショップ、講演会を実施しています。



(4) 図書サービスの相互利用

大牟田市では、有明圏域定住自立圏共生ビジョン⁹に基づいた取組みの一つとして、平成24年度(2012年)から柳川市及びみやま市、平成26年度(2014年)から荒尾市、南関町及び長洲町の図書サービスの相互利用ができる取組みを行っています。

(5) ありあけ圏域電子図書館

令和4年(2022年)5月開始。大牟田市、柳川市、みやま市、長洲町による共同運営の電子図書館です。令和6年(2024年)4月現在で約7,100タイトルの電子書籍を所蔵しています。



大牟田市内の全ての小・中・特別支援学校の児童及び生徒に対して電子図書館利用に係るID番号及びパスワードを付すなど、子どもの電子図書館の利用促進の取組みも行っています。

⁹ 定住自立圏構想推進要綱及び定住自立圏形成協定に基づき、定住自立圏(大牟田市・柳川市・みやま市・荒尾市・南関町・長洲町)全体で人口定住のために必要な生活機能を確保し、自立のための経済基盤を培い地域の活性化を図る目的として、中長期的な観点から圏域が目指す将来像及びその実現のために必要な具体的な取組み等を明らかにするもの。

(6)おおむた読書推進ボランティアネットワーク

平成14年(2002年)4月に発足。市内で読み聞かせを行っている11のボランティアサークルで構成されています。年齢別(赤ちゃん、乳幼児、幼児・小学生)の定例おはなし会を週3回、ブックスタート、就学前子育て講座、放送読書、朝読、読み聞かせ等、様々なボランティア活動を実践中です。



●おおむた読書推進ボランティアネットワークに加入のボランティアサークル

おはなしの会クレヨン	おはなしの会ピノキオ	おはなしの会モモ
おはなしの広場たんぽぽ	おはなしの会ゆりかご	おはなしぴよぴよ
むかしむかしの会	夢ふうせん	ゆめポケット
ねむの木	てくてく絵本の会	

※おおむた読書推進ボランティアネットワークに加入のボランティアサークルへの問合せは、大牟田市立図書館(電話：0944-55-4504)へ。

(7)生涯学習ボランティア登録派遣事業(愛称:まなばんかん)

「生涯学習ボランティア登録派遣事業」(愛称:まなばんかん)¹⁰(以下「まなばんかん」といいます。)に登録された読み聞かせなどのボランティアが学校や地域に出向くなどの活動が行われています。



※「まなばんかん」に関する問合せは、

大牟田市生涯学習課(電話：0944-41-2864)へ。

2. 子どもの読書に関する主な取組み等

(1)ブックスタート事業[生涯学習課]



赤ちゃんと保護者が絵本をとおして、心ふれあう時間を持つきっかけづくりの取組みとして、絵本と布バッグ、お薦めの絵本やおはなし会の情報を紹介したリーフレット(ブックスタートパック)を配布するブックスタート事業を実施しています。

	R1	R2	R3	R4	R5
配付数	718	654	641	582	536

(2)絵本による赤ちゃんとのコミュニケーション講座



[生涯学習課・読書ボランティア・図書館]

読み聞かせの実演や赤ちゃんと絵本を通してコミュニケーションを楽しむ体験ができる講座を読書ボランティア及び図書館の協力により実施しています。

¹⁰ 学校や地域に出向き、様々な経験や学習によって培われた知識や技能を社会のために活かす活動を行う大牟田市独自のボランティアの派遣制度。

	R1	R2	R3	R4	R5
実施回数	8	中止	4	10	9
参加組数	31		18	54	48
参加者数	109		41	120	109
読書ボランティア延べ参加者数	43		28	60	54

(3)うちどくノートの作成と配布[生涯学習課・図書館]

家庭での読書推進のため、読書記録を残すことができる「うちどくノート」を令和4年度(2022年)から図書館で配布しています。また、ホームページからもダウンロードし印刷ができるようにしました。

	R4	R5
配布数(図書館)	10	80



(4)おはなし会[図書館・読書ボランティア]

大牟田市立図書館と読書ボランティアとの連携のもと、本の世界の素晴らしさや豊かさを子どもに直接伝える取組みを行っており、その後の読書のきっかけにも繋がっています。



おはなし会名 (対象者)	区分	R1	R2	R3	R4	R5
幼児及び小学生低学年を対象としたおはなし会	回数	42	35	33	46	45
	延べ参加者数	646	442	279	390	654
	ボランティア人数	142	108	100	125	144
乳幼児のためのおはなし会	回数	34	23	22	33	32
	延べ参加者数	602	109	91	157	248
	ボランティア人数	84	49	49	78	62
赤ちゃんのためのおはなし会	回数	32	27	27	39	42
	延べ参加者数	751	184	247	283	510
	ボランティア人数	82	73	72	112	94

(5)各学校における主な取組み

各学校においても以下の取組みなどを行っています。

- ①読書旬間、子ども読書の日などにおける取組み
- ②読書ボランティアによる読み聞かせ
- ③朝読書の時間の設定
- ④ポップコンテスト(お勧めの本をイラストなどで紹介)

(6)その他の主な取組み

- ①「子ども読書の日記念イベント」における子どもの読書の普及啓発の取組み
- ②読書ボランティア養成講座(読み聞かせのスキルアップ講座)
- ③地区公民館における子ども読書推進の取組み

2**子どもの読書に関する各種調査等の概要**

子どもの読書に関する意識やニーズ、子どもの読書活動の実態等を把握し、子どもの読書に関する現状と課題を明らかにするため各種調査等を行いました。

1. 子どもの読書に関する各種調査等の概要**(1)子どもの読書に関するアンケート調査****【就学前】**

調査実施時期	令和6年7月～8月
調査対象	市内の保育所、幼稚園及び認定こども園の中から14施設を選定
調査方法	3歳児の子どもの保護者への依頼。QRコード ¹¹ 読み込みによるインターネット回答
回答サンプル数	322件中117件の回答(回答率 36.3%)

【小学生】

調査実施時期	令和6年7月～8月
調査対象	市立の小学校の中から4小学校を選定
調査方法	小学2年生・4年生・6年生の児童とその保護者への依頼。QRコード読み込みによるインターネット回答
回答サンプル数	474件中144件の回答(回答率 30.4%)

【中学生】

調査実施時期	令和6年7月～8月
調査対象	市立の中学校の中から3中学校を選定
調査方法	中学2年生の生徒とその保護者への依頼。QRコード読み込みによるインターネット回答
回答サンプル数	332中131件の回答(回答率 39.5%)

【高校生等】

調査実施時期	令和6年7月～8月
調査対象	中学卒業から18歳までの市民
調査方法	生涯学習課の事業に参加した高校生等ならびに市民活動等多目的交流施設「えるる」での依頼文書の配布。QRコード読み込みによるインターネット回答
回収件数	17件

(2)学校図書館司書に対するアンケート調査

調査実施時期	令和6年10月
調査対象	市立の小・中学校及び高等学校等に勤務する学校図書館司書
調査方法	アンケート用紙の配付と回収
回答サンプル数	35校中29校の回答(回答率 82.9%)

(3)おおむた読書推進ボランティアネットワークに対するインタビュー調査

実施日	令和6年9月6日
調査対象者	11名
インタビュー内容	①団体の活動理念、活動内容 ②活動している中で、やりがいを感じることや楽しいこと ③活動している中で、困っていること(課題)など

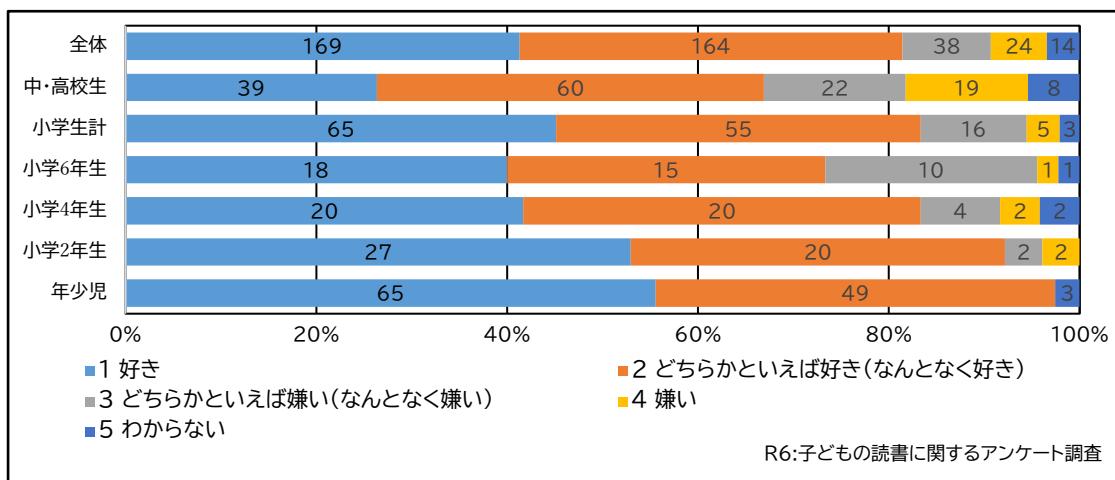
¹¹ マトリックス型の2次元のコード

3

子どもの読書に関する各種調査等から見えてきたもの

1. 子ども自身の読書に対する意識や行動

本を読むことが好きだと感じている子どもは8割以上



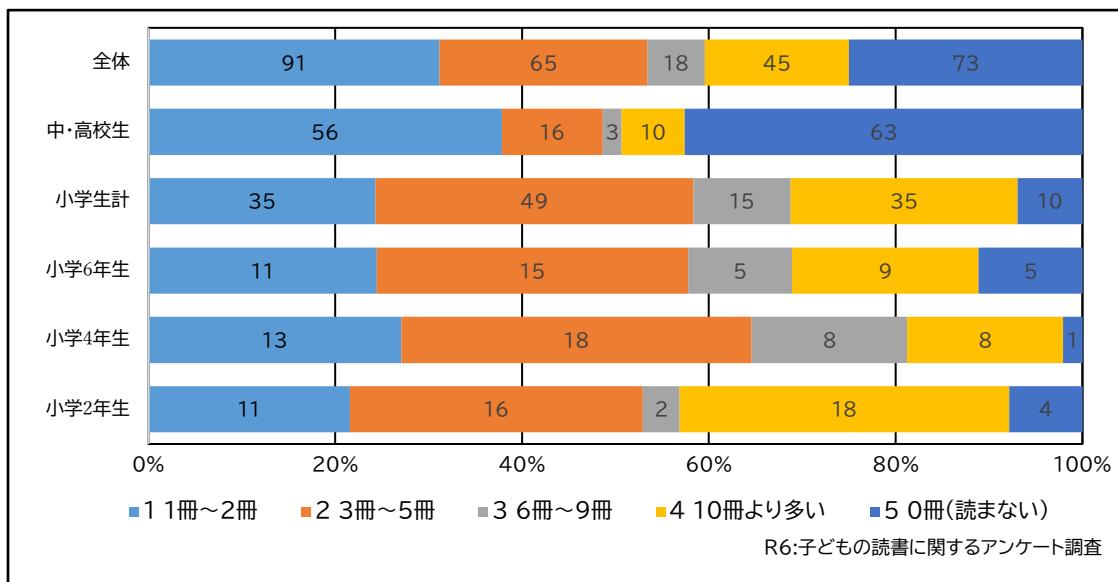
子ども自身に対するアンケート調査(未就学児に対しては保護者が回答)では、本を読むことが好きだと回答した子どもについては 81.4%(好き:41.3%、どちらかといえば好き:40.1%)と8割を上回る結果となりました。一方、各区分毎に見ると年齢が上がるにつれて、好きである割合は減少する結果となりました。特に小学6年生から中学2年生の間においては、「好き」が 40.0%から 22.9%と 17.1 ポイント減少する結果となりました。また、「嫌い」と答えた割合についても、10 ポイント以上上昇していることから、特に小学生から中学生までの間は切れ目のない施策の展開が必要と思われます。

前回調査(令和元年度調査)からの比較では、小学2年生については、大きな変動はありませんでしたが、小学4年生については「好き・どちらかといえば好き」が 4.5 ポイント上昇し、「どちらかといえば嫌い・嫌い」が 7.7 ポイント低下、小学6年生と中学2年生については「好き・どちらかといえば好き」が 6.7 ポイント、7.2 ポイント低下し、「どちらかといえば嫌い・嫌い」が 7.6 ポイント、1.4 ポイント上昇する結果となりました。

学年	項目	割合		増減ポイント
		R1調査	R6 調査	
小学2年生	好き、なんとなく好き	90.3%	92.1%	1.8
	なんとなく嫌い、嫌い	5.8%	3.9%	▲1.9
小学4年生	好き、どちらかといえば好き	78.9%	83.4%	4.5
	どちらかといえば嫌い、嫌い	20.2%	12.5%	▲7.7
小学6年生	好き、どちらかといえば好き	80.0%	73.3%	▲6.7
	どちらかといえば嫌い、嫌い	16.8%	24.4%	7.6
中学2年生	好き、どちらかといえば好き	71.3%	64.1%	▲7.2
	どちらかといえば嫌い、嫌い	28.3%	29.7%	1.4

R1・R6:子どもの読書に関するアンケート調査

不読率の割合は、中学生以上になると上昇



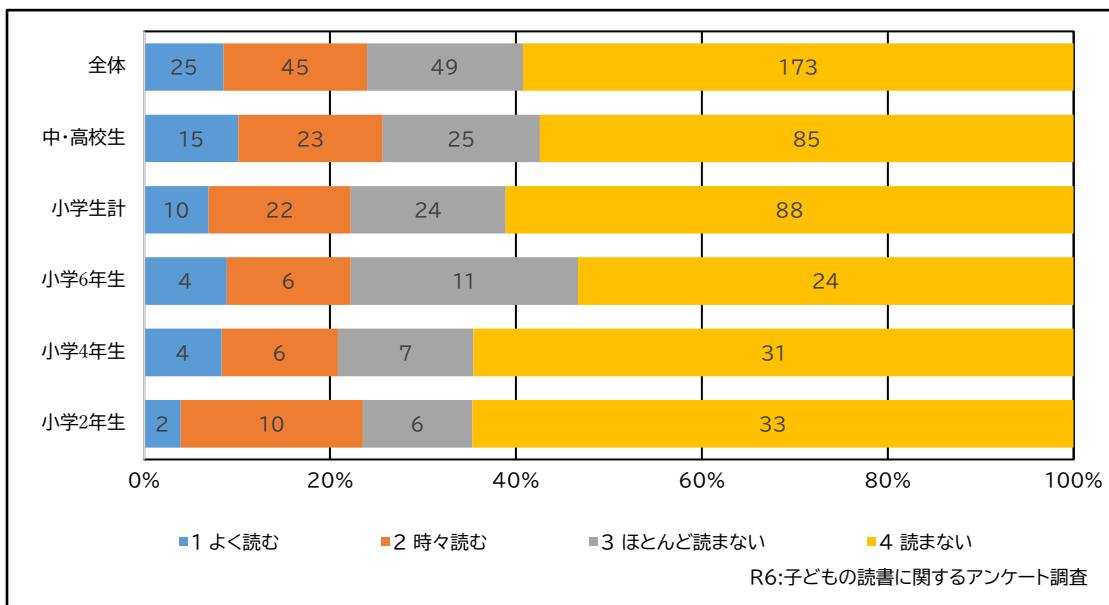
1月における読書冊数について、小学生の平均としては「3冊～5冊」の割合が最も多い結果となりました。学年毎では小学2年生については、「10冊より多い」の割合が最も高かつたものの、小学4年生、6年生ともに減少する結果となりました。一方、「読まない」(不読)については、小学生では、6.9%であったものの、中学生では、43.5%と36.6ポイント上昇する結果となりました。この結果から、小学生までに読書習慣を身に着けるためのきっかけづくりと、併せて中学生に読書習慣が定着するための取組みが必要と思われます。

平成30年度の全国学力・学習状況調査における小学6年生の不読率は18.9%でしたが、令和5年度の調査は27.4%となり8.5ポイント上昇する結果となりました。また、中学3年生においては、平成30年度は44.9%でしたが、令和5年度では、49.0%と4.1ポイントの上昇となりました。

学年	項目	割合		増減ポイント
		H30調査	R5調査	
小学6年生	2時間以上	7.8%	8.4%	0.6
	1時間以上2時間より少ない	12.8%	11.6%	▲1.2
	30分以上1時間より少ない	22.6%	15.9%	▲6.7
	10分以上30分より少ない	23.8%	22.6%	▲1.2
	10分より少ない	14.2%	14.1%	▲0.1
	全くしない(不読)	18.9%	27.4%	8.5
中学3年生	2時間以上	7.9%	5.9%	▲2.0
	1時間以上2時間より少ない	9.6%	8.4%	▲1.2
	30分以上1時間より少ない	11.2%	12.8%	1.6
	10分以上30分より少ない	13.6%	13.7%	0.1
	10分より少ない	12.8%	9.4%	▲3.4
	全くしない(不読)	44.9%	49.0%	4.1

H30・R5:全国学力・学習状況調査

電子書籍の利用頻度については小学生と中学生との大きな変化はなく一定の割合で推移



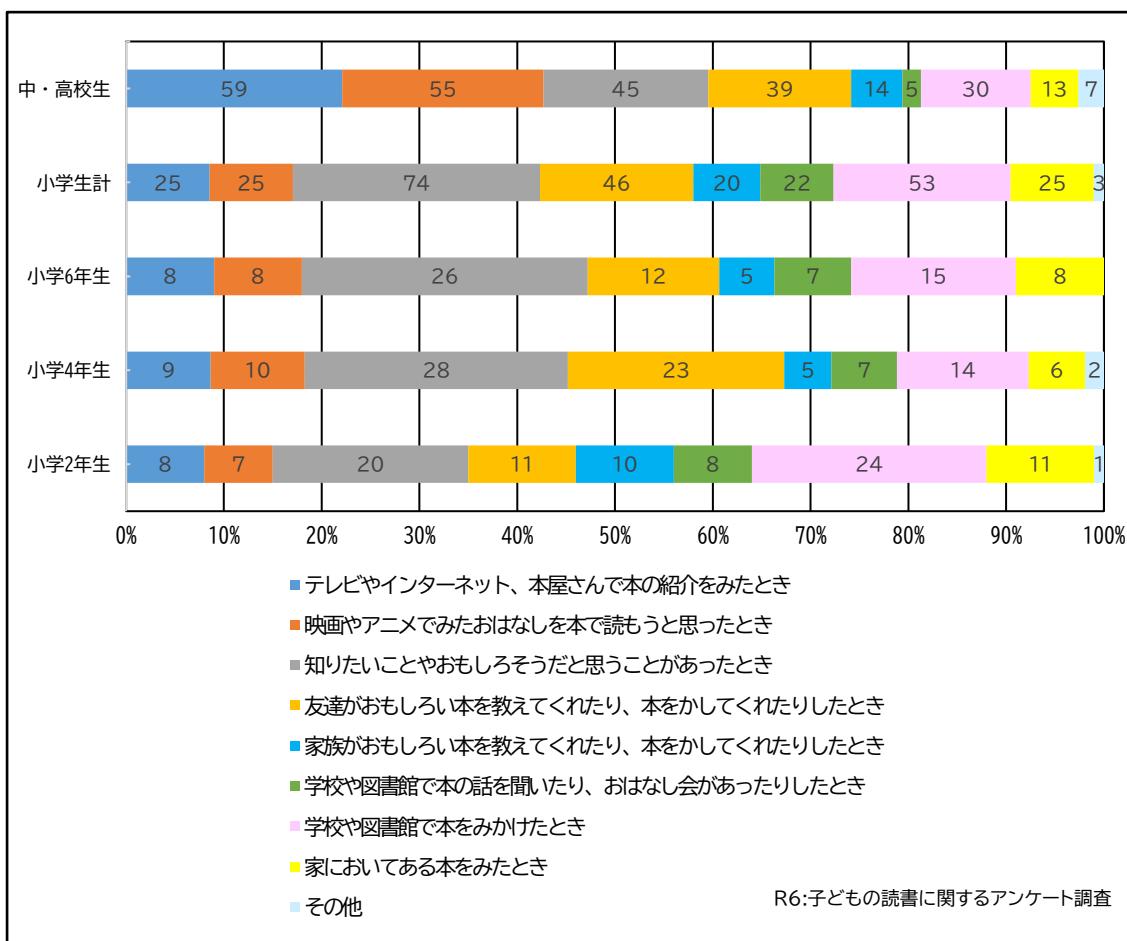
電子書籍の利用について、小学生の「よく読む」は、学年が上がるにつれて高くなる傾向となりました(小学2年生:3.9%、小学4年生:8.3%、小学6年生:8.9%)。また、「時々読む」は、さほど差異は見られませんでした。中学生の「よく読む」は、9.2%、「時々読む」は、16.8%と、小学生計との変化はあまり見られない結果となりました。この結果から、各世代における電子書籍の利用については、大きな変化はなく、一定の割合で推移していることが分かりました。

前回調査(令和元年度調査)からの比較では、小学生及び中学生全てにおいて読む割合が上昇しました。このようなことから、時代の流れにより電子書籍が浸透してきており、特に小学2年生については、読む割合が21.6ポイント上昇するなど、電子書籍を利用する年齢が低学年まで広がっていることが分かりました。

学 年	項目	割 合		増減ポイント
		R1調査	R6 調査	
小学2年生	よくよむ、ときどきよむ	1.9%	23.5%	21.6
	ほとんどよまない、よまない	96.1%	76.5%	▲19.6
小学4年生	よく読む、時々読む	6.2%	20.8%	14.6
	ほとんど読まない、読まない	92.9%	79.2%	▲13.7
小学6年生	よく読む、時々読む	8.5%	22.2%	13.7
	ほとんど読まない、読まない	85.2%	77.7%	▲7.5
中学2年生	よく読む、時々読む	23.9%	26.0%	2.1
	ほとんど読まない、読まない	74.5%	74.1%	▲0.4

R1・R6:子どもの読書に関するアンケート調査

各年代によって本を読むきっかけの割合が変化



どのようなきっかけで本を読むことが多いかの質問について、小学生では「知りたいことやおもしろそうだと思ったことがあったとき」が最も高く(25.3%)、次いで「学校や図書館で本をみかけたとき」(18.1%)、「友達がおもしろい本を教えてくれたり、本をかしてくれたりしたとき」(15.7%)となりました。このことは、学校等で本に触れる機会が多いことや「調べ学習¹²」の取組みなどが影響しているものと推察できます。

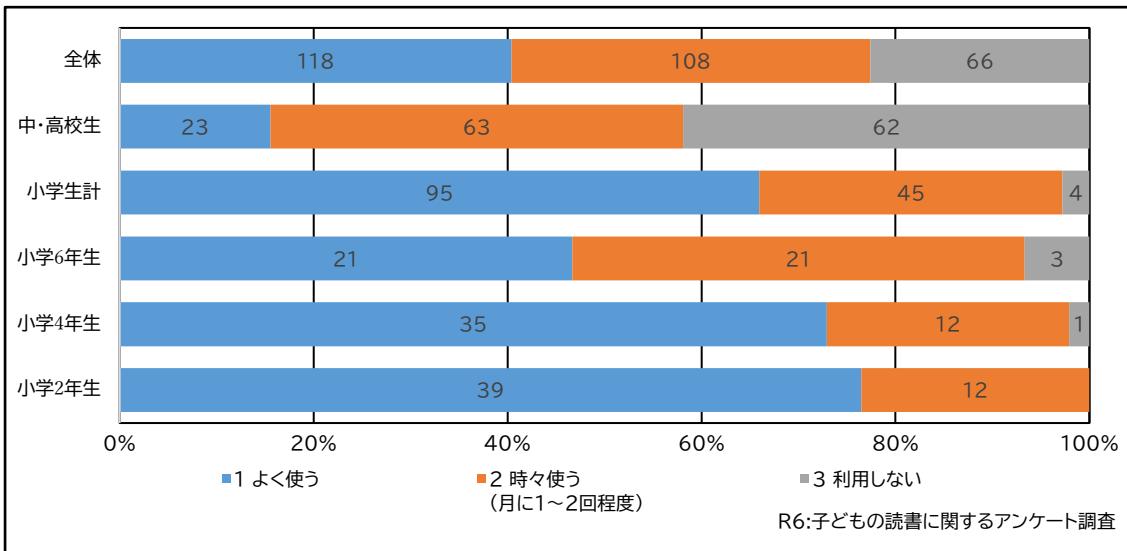
一方、中学生については「テレビやインターネット、本屋さんで本の紹介をみたとき」(20.2%)や「映画やアニメでみたおはなしを本で読もうと思ったとき」(20.6%)など、SNSによる情報やメディア芸術の影響が大きいことが判明しました。

この結果から、各年代によって本を読むきっかけの割合が変化しており、本を読むきっかけづくりのためには各年代に合わせた情報の提供や機会の創出などが必要なことが推察されます。

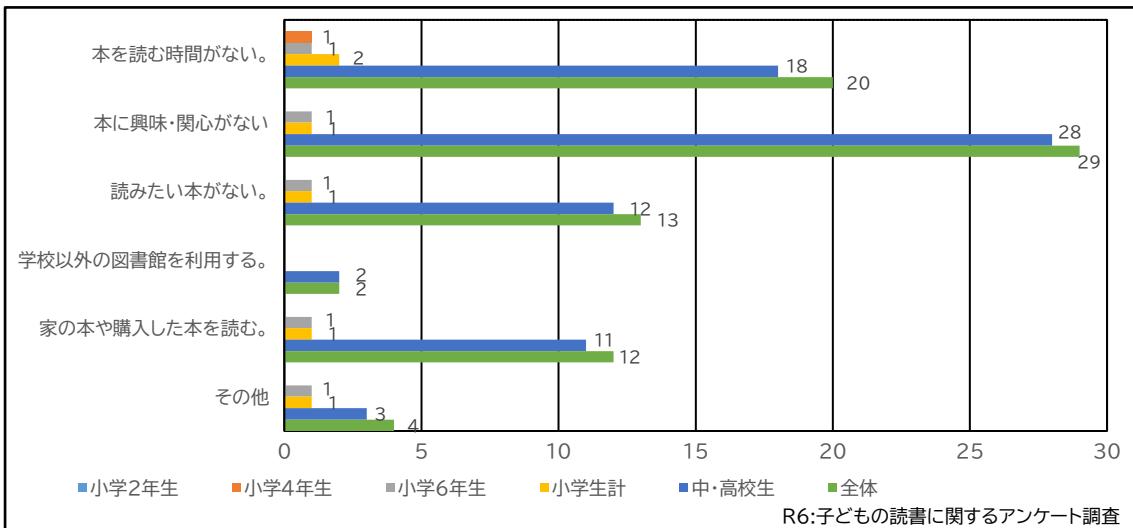
¹² 課題について調査し結論をまとめる学習法。

2. 子どもの読書活動を取り巻く環境や制度

年代が上がるにつれて学校図書館の利用が減少。中・高校生については、時間的な制約や本に対する関心が低くなるため学校図書館の利用が減少



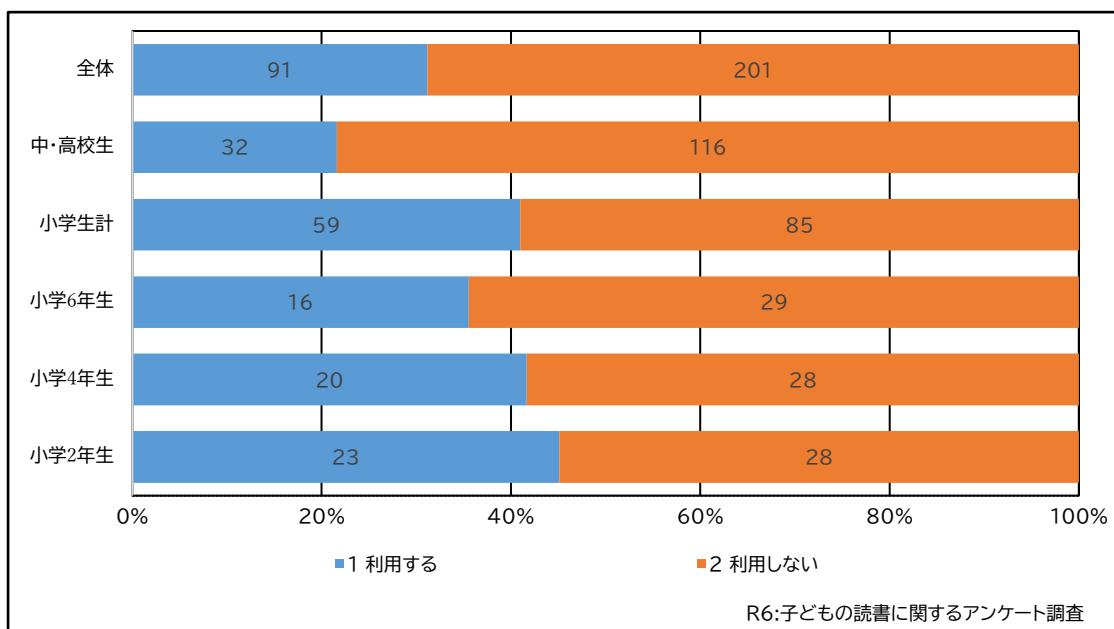
学校図書館の利用は、小学生については学年が上がるにつれて「よく使う」、「時々使う」の合計割合が減少する結果となりました(小学2年生:100.0%、小学4年生:97.9%、小学6年生:93.4%)。また、中学生では「よく使う」が16.8%と20%に満たない結果となり、「時々使う」(40.5%)を併せた利用頻度は57.3%と小学生計の97.3%から比較すると40ポイントの低下となりました。



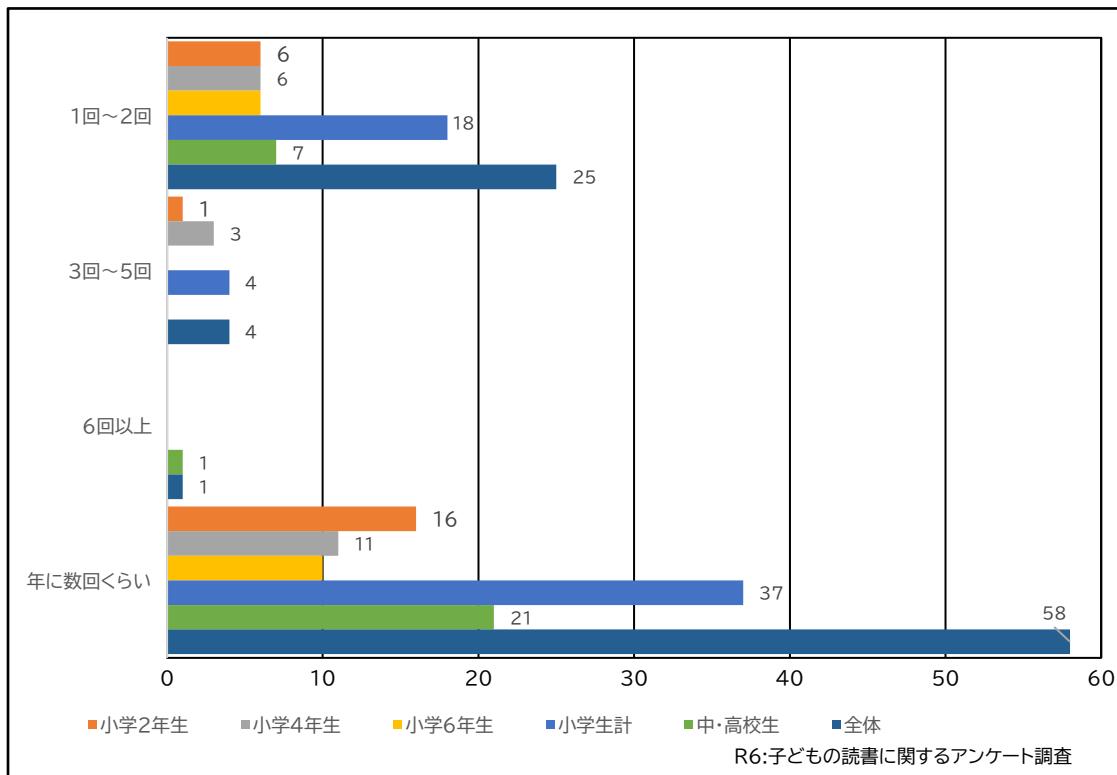
小学生における学校図書館を利用していない理由については、特筆すべき点はなかったものの、中学生については「本に興味・関心がない」が最も多く、次いで「本を読む時間がない」「読みたい本がない」という結果となりました。

この結果から、学校図書館については本に興味・関心を持ってもらうための取組みや情報発信の強化、学校図書館の選書における創意工夫などが必要であることが推察できます。

年代が上がるにつれて市立図書館の利用（読書や図書の貸出し）が減少

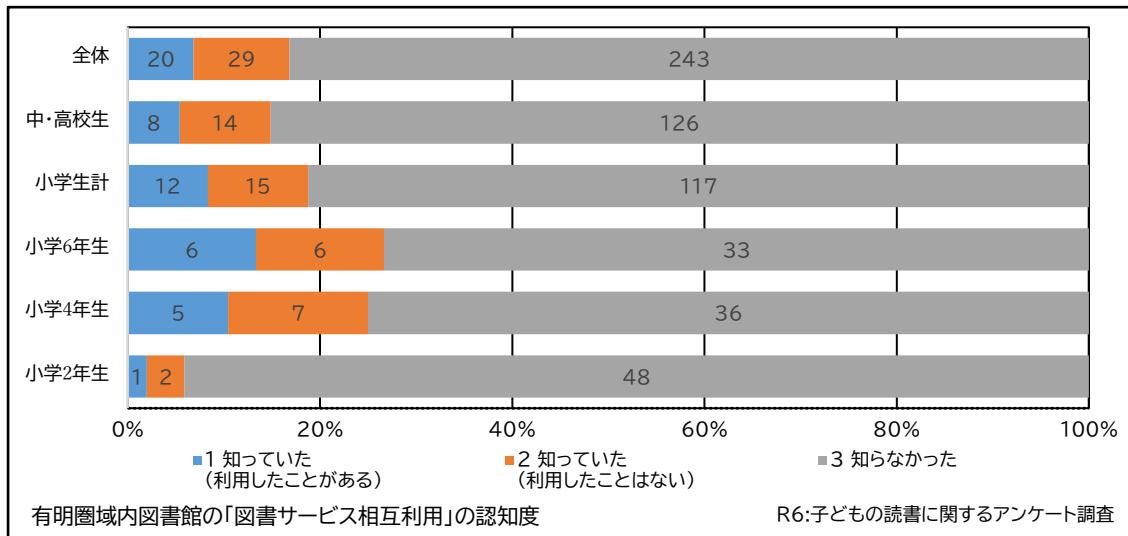


小学生については、学年が上がるにつれて「利用する」割合が減少する結果となりました（小学2年生:45.1%、小学4年生:41.7%、小学6年生:35.6%）。また、中学生では「利用する」が19.8%と低い結果となりました。利用頻度については「年に数回くらい」が最も多く、次いで「月に1回～2回」となるなど、低い結果となりました。



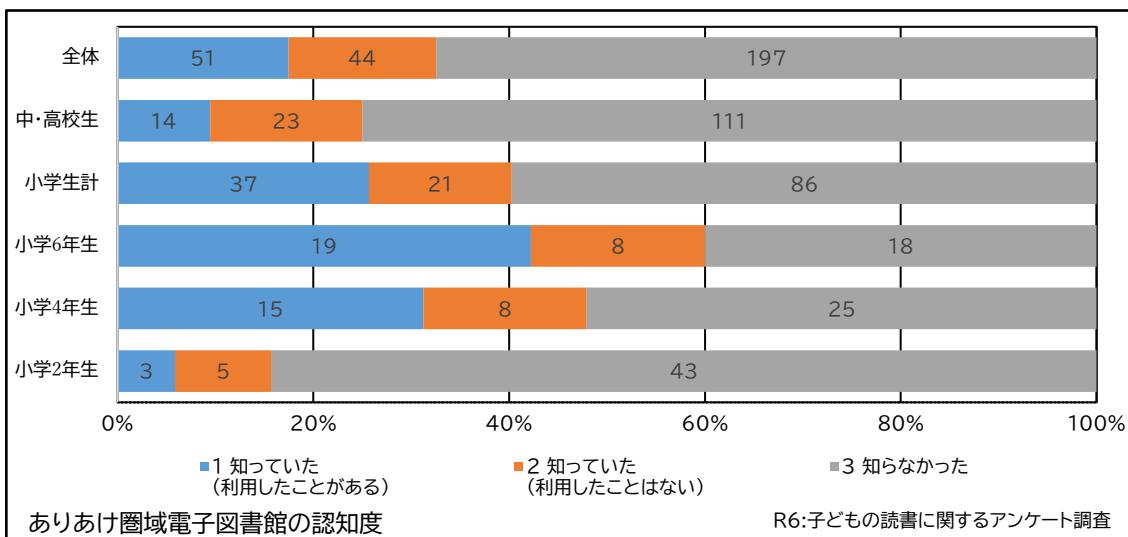
読書活動支援に係る環境や制度については、年代が上がるにつれて認知度も上昇

有明圏域内図書館の「図書サービス相互利用」の認知度については、小学生は学年が上がるにつれて上昇し、中学生においては13.7%と低い結果となりました。



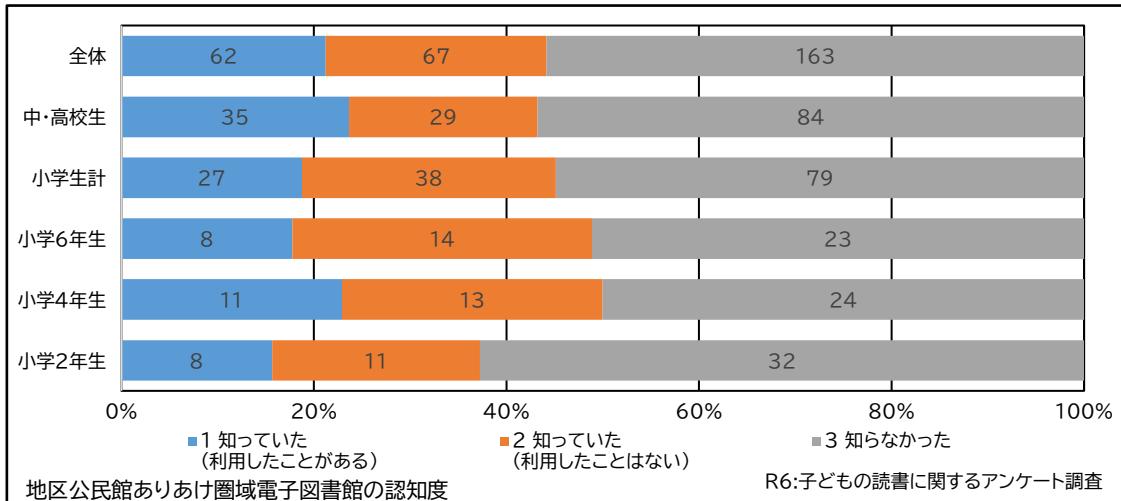
ありあけ圏域電子図書館の認知度や利用した割合については、小学生は学年が上がるにつれて上昇する結果となりました。このことは、全ての小学生に対してIDを付与し学校の授業においても活用されるなどの取組みがあることから、小学生も利用しているという認識がでたものと推察されます。

一方、中学生については、認知度が25.2%と低い結果となりました。中学生についてもIDを付与し利用できる環境は整っているものの、認知度が低い結果となったことから、ありあけ圏域電子図書館を知る・使う取組みが必要と思われます。

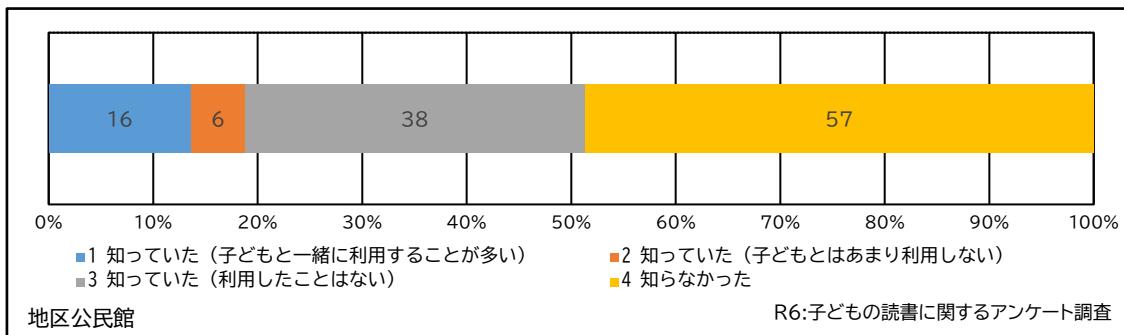
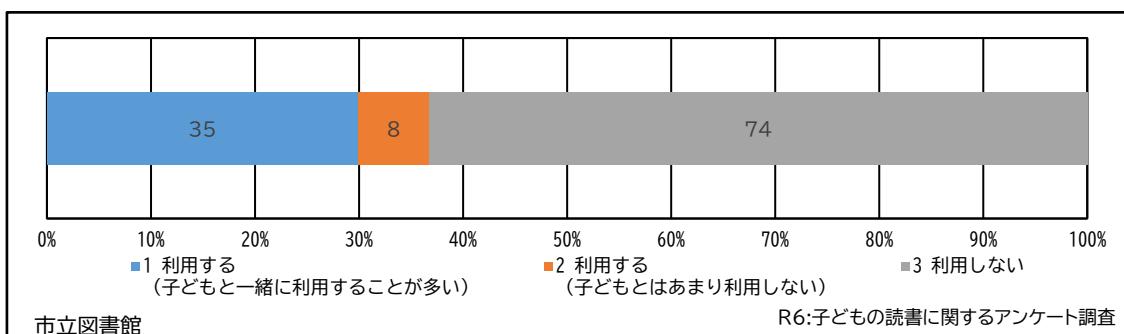


第2章 子どもの読書に関する現状と課題

地区公民館の図書サービスの認知度については、小学生は学年が上がるにつれて概ね上昇する結果となりました。一方、中学生については、小学生計とさほど変化は見られませんでしたが、利用については小学生よりも高い結果を得られました。このことは、中学生の行動範囲が校区外などにも及ぶことから利用する頻度が高くなっていることが推察されます。

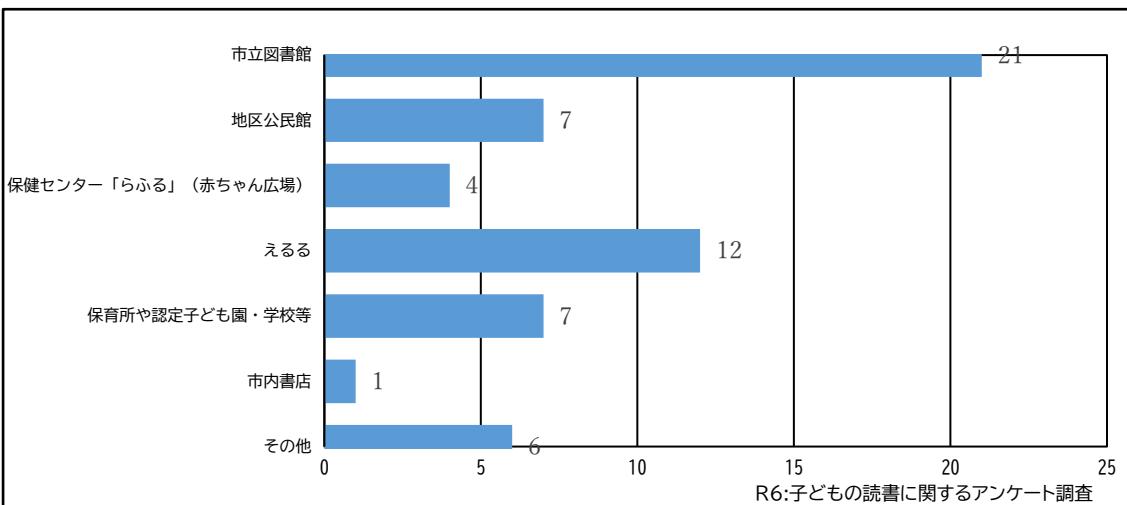
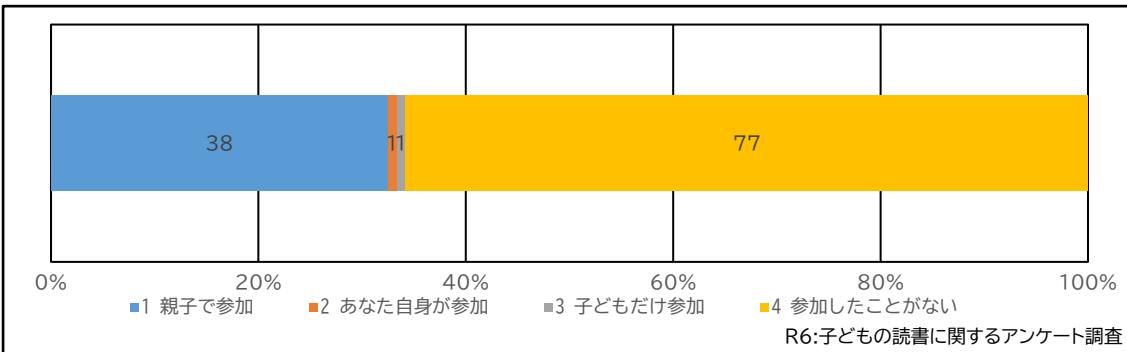


親子での図書貸出しサービスの利用については、図書館よりも地区公民館が低い。



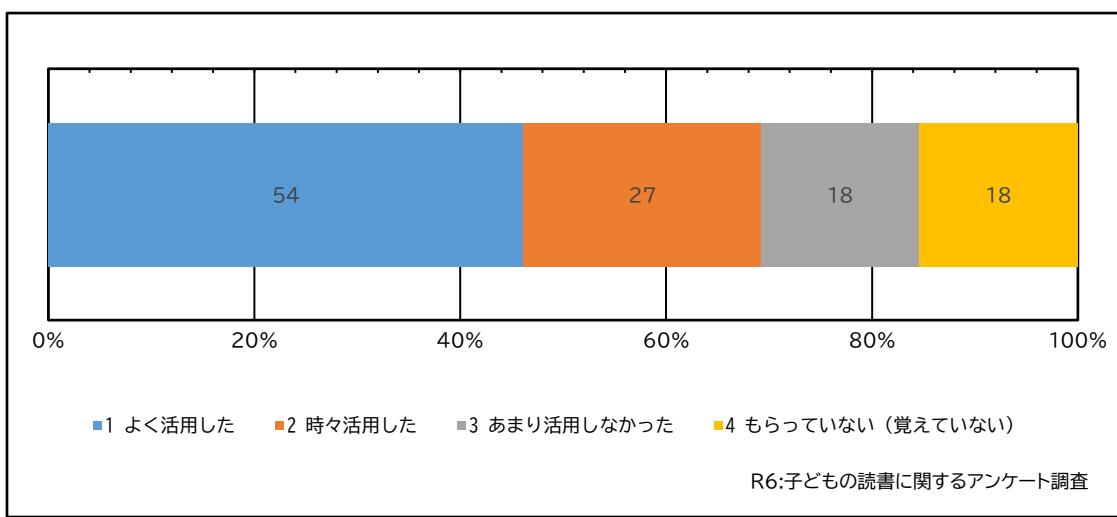
年少児の保護者における市立図書館の貸出し利用については、36.7%となり、その中で子どもと一緒に利用する保護者については、全体の約3割となりました。また、地区公民館の貸出しの認知度と利用については、約半数から認知されておらず、子どもと一緒に利用する保護者についても全体の13.7%と図書館の利用割合よりも低い結果となったことから、地区公民館における図書貸出しサービスの市民周知が必要と思われます。

約3割の親子がおはなし会や読みきかせへ参加する。おはなし会は、市立図書館への参加が最も多い。



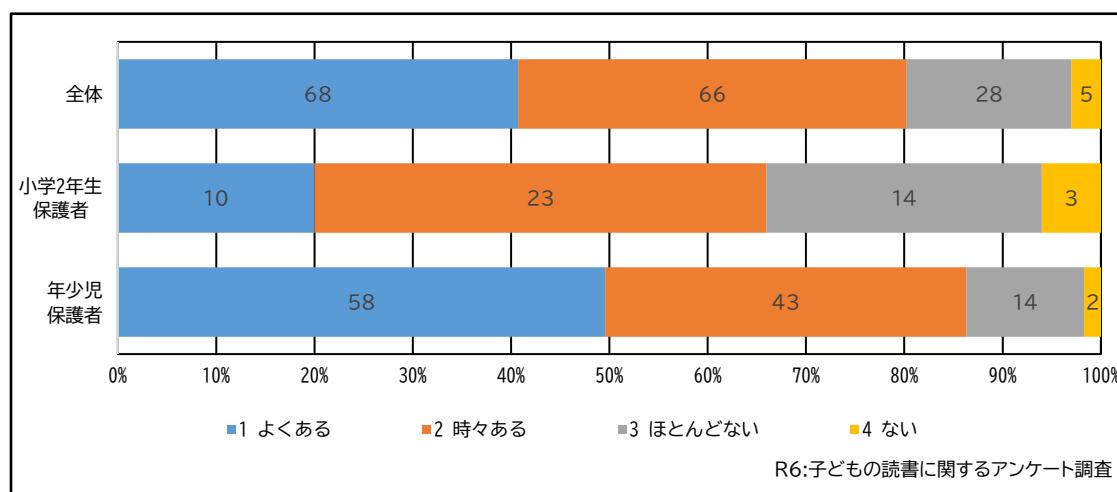
年少児の保護者におけるおはなし会や読みきかせへの参加の有無については、34.2%が参加したことがある結果となりました。このうち、親子で参加した割合は全体の32.5%を占め、そのうち約3割が親子での参加となりました。参加する場所については、市立図書館が最も多く、次いで「えるる」(つどいの広場)となりました。

約7割の保護者がブックスタートパックのバッグや絵本を活用



年少児の保護者におけるブックスタートパックのバッグや絵本の活用状況については、全体の 69.3%が活用しており、このうち 46.2%が「よく活用した」と回答する結果となりました。「あまり活用しなかった」が 15.4%であったことから、概ねよく利用されていることが推察されます。

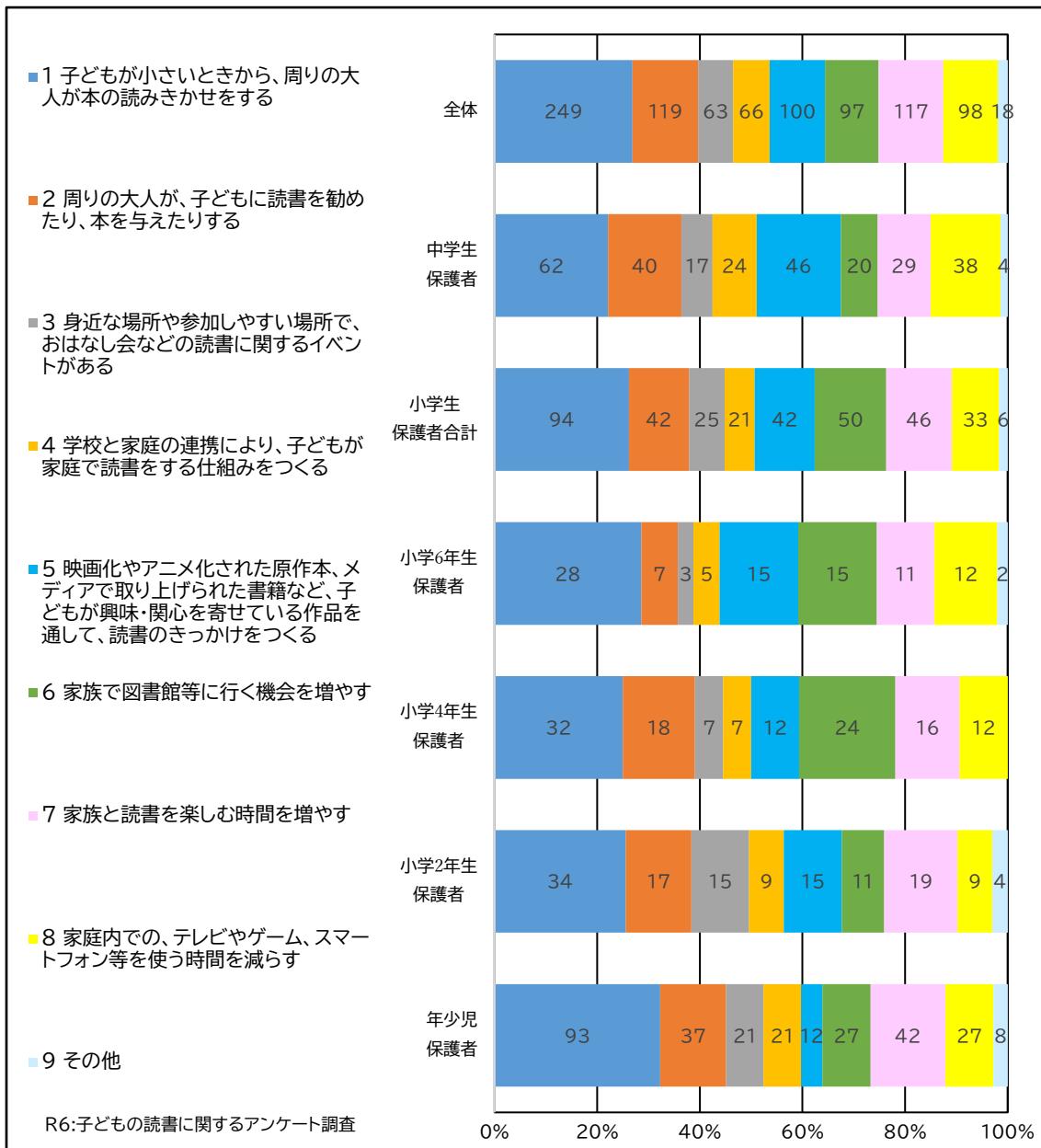
子どもと一緒に本を読むことや読み聞かせをする保護者は8割程度



年少児及び小学 2 年生において、保護者が子どもと一緒に本を読むことや読み聞かせを行う頻度については、80.2%があると回答しました。各学年でみると年少児の保護者は、「よくある」(49.6%)、「時々ある」(36.8%)の合計が 86.4%と 8 割を超える結果となりました。小学 2 年生の保護者については、「よくある」(20.0%)、「時々ある」(46.0%)と 66.0%があると回答する結果となりました。

一方、約 2 割の「ない」もしくは「ほとんどない」理由としては、「時間がない」が最も多く、次いで「子どもが本に興味・関心がない」が多い結果となりました。

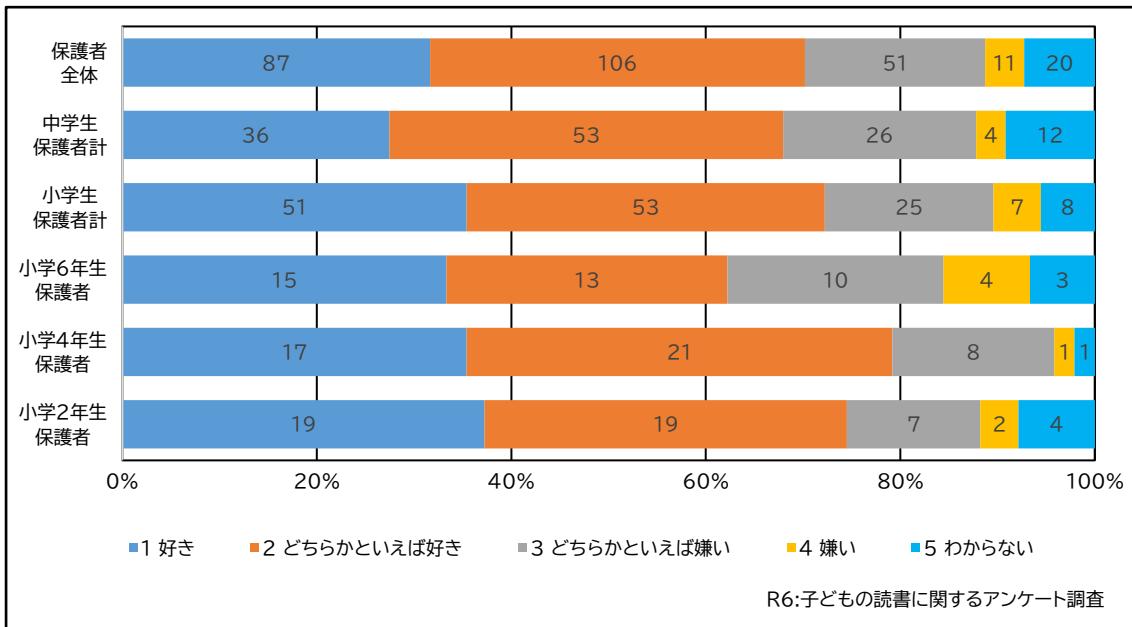
保護者は、子どもが生活習慣の中で本や読書に触れる時間や大人の支援による機会づくりで子どもの読書を増やすことを望んでいる。



どうすれば子どもたちがもっと本を読むようになると思うかについては、全体として「子どもが小さいときから、周りの大人が読み聞かせをする」(26.9%)や「周りの大人が子どもに読書を勧めたり、本を与えたりする」(12.8%)、「家族と読書を楽しむ時間を増やす」(12.6%)など、生活習慣の中での本や読書に触れる時間、大人の支援の必要性を回答する割合が多い結果となりました。

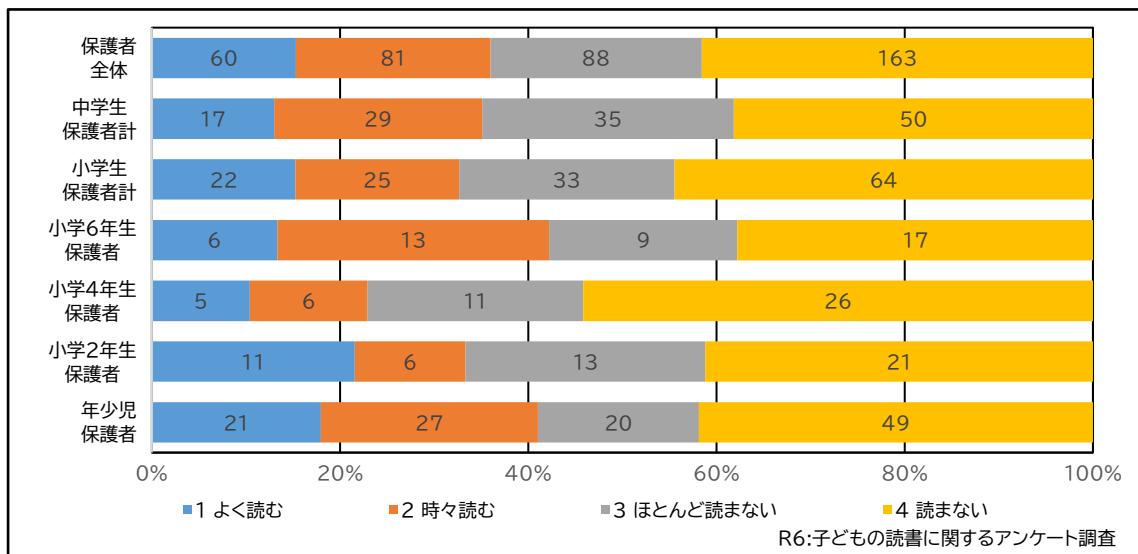
3. 子どもの保護者の読書に対する意識や行動

本を読むことが好きだと感じている保護者の割合は約7割



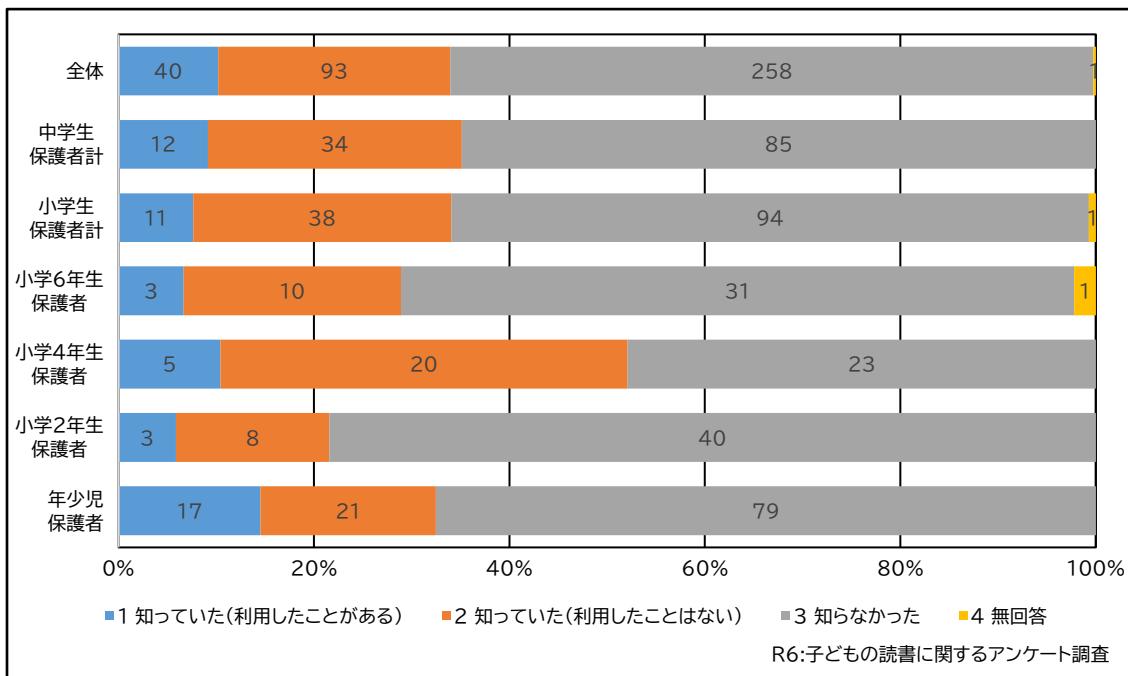
小学生及び中学生の保護者における本や読書が好きかどうかについては、70.1%(好き:31.6%、どちらかといえば好き: 38.5%)となりました。

保護者の3～4割が電子書籍を利用しているが電子図書館の利用は1割程度

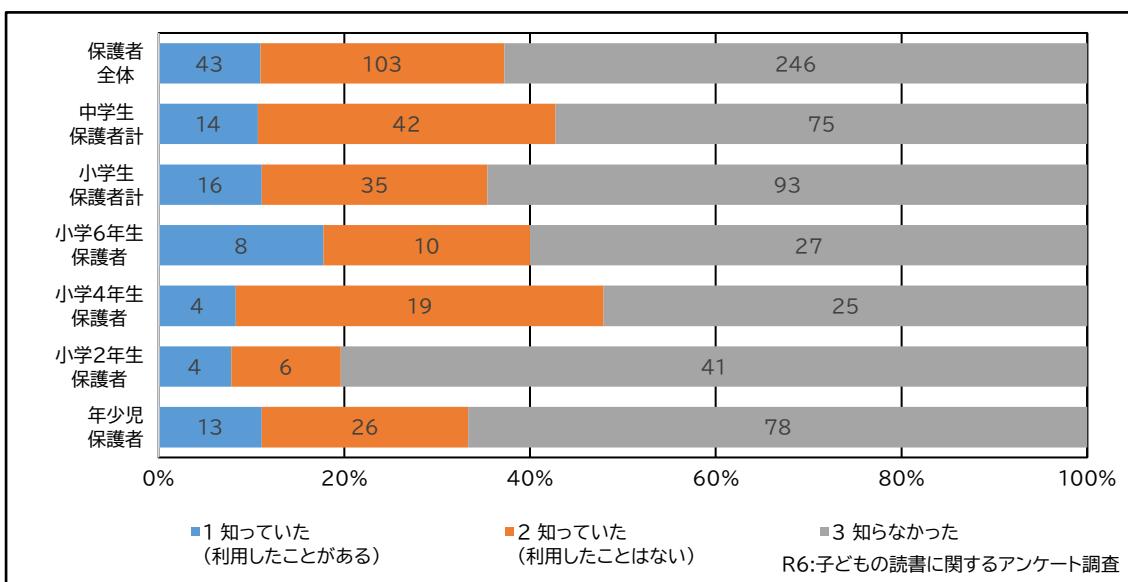


保護者の電子書籍を読む割合は、36.0%となりました。年少児の保護者、小学生の保護者、中学生の保護者との間では、さほど差異はなかったものの中学生の保護者のほうが読む割合は若干高い結果となりました。

【ありあけ圏域電子図書館の認知度について】



【図書サービス相互利用の認知度について】



「ありあけ圏域電子図書館」の認知度については、33.9%の保護者が知っており、有明圏域内図書館の「図書サービス相互利用」の認知度(37.3%)も含め、約3割程度の認知となりました。一方、利用については「図書サービス相互利用」については11.0%、「ありあけ圏域電子図書館」については、10.2%と低い割合となりました。

4. 親子の読書に対する意識や行動

読書を好きかについては、子どもとその保護者は同じ回答の傾向となっている。

読書を好きかについての質問を行った場合に、「読書が好き(好き・どちらかといえば好き)」と回答した子どもの保護者についても「読書が好き(好き・どちらかといえば好き)」と回答する傾向があることが判明しました。

この結果から断定はできませんが、子どもが読書を好きかについては、保護者の読書に対する考え方や読書習慣も影響されていることが推察されます。

●本を読むことが好きかに対する子どもと保護者の回答比較集計表

小学生			中学生		
子ども回答	保護者	保護者が回答した割合	子ども回答	保護者	保護者が回答した割合
好き	好き	22.1%	好き	好き	9.9%
	どちらかといえば好き	18.9%		どちらかといえば好き	7.6%
	嫌い	1.6%		嫌い	0.0%
	どちらかといえば嫌い	8.2%		どちらかといえば嫌い	3.1%
	分からぬ	2.5%		分からぬ	2.3%
いど えち ばら 好か きと	好き	11.5%	いど えち ばら 好か きと	好き	8.4%
	どちらかといえば好き	13.1%		どちらかといえば好き	22.1%
	嫌い	0.8%		嫌い	0.8%
	どちらかといえば嫌い	3.3%		どちらかといえば嫌い	6.9%
	分からぬ	0.0%		分からぬ	3.1%
嫌 い	好き	0.8%	嫌 い	好き	6.1%
	どちらかといえば好き	0.0%		どちらかといえば好き	3.1%
	嫌い	0.8%		嫌い	2.3%
	どちらかといえば嫌い	2.5%		どちらかといえば嫌い	2.3%
	分からぬ	0.0%		分からぬ	0.0%
いど えち ばら 嫌か いと	好き	1.6%	いど えち ばら 嫌か いと	好き	1.5%
	どちらかといえば好き	4.9%		どちらかといえば好き	6.1%
	嫌い	1.6%		嫌い	0.0%
	どちらかといえば嫌い	3.3%		どちらかといえば嫌い	5.3%
	分からぬ	0.0%		分からぬ	3.1%
分 か ら な い	好き	0.0%	分 か ら な い	好き	1.5%
	どちらかといえば好き	0.0%		どちらかといえば好き	1.5%
	嫌い	0.0%		嫌い	0.0%
	どちらかといえば嫌い	0.8%		どちらかといえば嫌い	2.3%
	分からぬ	1.6%		分からぬ	0.8%

R6:子どもの読書に関するアンケート調査

5. 学校図書館司書に対するアンケート調査から見えてきたもの

児童生徒の読書や学校図書館の利用状況について両極化が生じている。

よく本を読む児童生徒とあまり本を読まない児童生徒との両極化がみられるとともに、小学校高学年生や中学生においては、挿絵や写真の多い本を選び、文章の多い本は手に取らない傾向があるとの意見が多く寄せられました。

一方、読書や読み聞かせの時間においては、本を楽しむことや集中して読書しているとの意見も寄せられました。

周りからの学校図書館利用の働きかけがあれば利用に繋がるケースがある。

小・中学生については、学年が上がるにつれて学校図書館の利用が減る傾向にあるとの意見が寄せられました(子ども自身に対するアンケートにおいても同じ結果が判明)。

一方、担任の先生などの学校教諭の働きかけや、授業の中における学校図書館の利用の機会などがあれば利用するなど、周りからの学校図書館利用に対する働きかけがあれば、利用に繋がるなどの意見も寄せられました。

読書習慣を身につけることやスマートフォンとの付き合い方を課題として捉えている。

読書習慣を身につける事が課題として捉えられていることが寄せられました。また、中学生や高校生ではスマートフォンやタブレットなどの利用が増えることから、その付き合い方が課題であるなどの意見も寄せられました。

子どもの読書推進については、発達段階に応じた連携機関や団体ならびにその内容が異なっている。

学校図書館司書に対するアンケート調査では、小学生では広く関係機関との連携を望んでおり、中学校・高等学校の生徒による就学前施設の幼児や小学生への読み聞かせなどの連携を望んでいる意見が寄せられました。

また、中学校や高等学校の学校図書館司書からは、市立図書館やともだちや絵本美術館などへ生徒が読書に興味を持つきっかけとなるイベント等の開催を望んでいる意見が寄せられました。

6. 読書ボランティアへのインタビュー調査から見えてきたもの

子どもの読書推進に対する思いが大きく、ボランティア自身の向上意欲が高い。

読書ボランティアは、自身が本や読書が好きで、子どもが好きであるために、子どもに読書体験をさせたい・子どもが本を好きになるきっかけを与えるという思いが大きいことが判明しました。

また、読書ボランティアは、読み聞かせのための知識や技能向上などボランティア活動に対する向上意欲が高いことが判明しました。

高齢化や担い手不足など、他のボランティア活動や市民活動、地域活動面での課題が共通している。

読書ボランティアの高齢化や担い手不足、ライフスタイルの多様化などにより、活動の先細りが課題としてあることが判明し、このような課題については市民活動団体や地域活動団体が抱えている課題と共通していることが判明しました。

子どもの読書を取り巻く環境の変化からくる読書離れを危惧しており、子どもが読書を推進するための仕掛けや制度の導入、関係機関との連携、目標の見える化を望んでいる。

デジタル機器の普及や YouTube¹³などの動画閲覧媒体の普及も影響するなど、子ども達の「読書離れ」が進んでいることや、また乳幼児期は、保護者も絵本を読み聞かせる習慣があるものの、成長するにつれてその習慣が学校生活の忙しさ等により少なくなっているなど、子どもの読書を取り巻く環境の変化からくる読書離れが進んでいる意見が出されました。また、子どもの読書を取り巻く環境の変化が著しいため、家庭で本を読む習慣を身につけることは難しいとの意見があり、解決方法の一つとして、学校において朝の10分間はドリルをするのではなく、必ず読書を行うなど、子ども読書を推進するための仕掛けや制度の導入を求める意見が出されました。

読書ボランティアは、学校に読書の推進を求めているものの、学校現場は多忙で学力向上など他に求められるものが多く、これ以上のものを求めることは難しいとの意見が出されたことから、関係機関の連携や協働により推進していくことが必要です。

さらに、学力調査は数値によって順位が出るが、読書に関しては数値などの見える化が弱いことから、目標の見える化が必要との意見が出されました。

¹³ オンライン上で投稿された様々な動画を視聴したり自分で作成した動画を投稿するソーシャルメディア

子どもの保護者に対するアプローチやアウトリーチ型活動の必要性、子ども読書ボランティア活動の拡がりを望んでいる。

家庭における子ども読書の推進のためには、保護者に対するアプローチも必要であることから大人(保護者)に図書館や絵本などに興味を持ってもらうための取組みが必要であるとの意見が出されました。

また、読書ボランティアの活動については、「子ども達が集まっている場所に行く」という姿勢ではなく、積極的に外にでて「子ども達を集める」取組みなどのアウトリーチ¹⁴型の活動を望んでいることや、読書ボランティアが無理なく、できることから取組む考えがあるとともに全ての世代が幅広く一緒に絵本を楽しめるような活動の拡がりを望んでいることが判明しました。

¹⁴ 様々な形で必要な人に必要なサービスと情報を届けること。

4

各種調査等から見えてきたもののポイント

●子どもや保護者の読書に関する意識や行動

- ①本を読むことが好きだと感じている子どもは8割以上であるものの、年齢が上がるにつれて、その割合は低下。また、令和元年度との比較においては、中学生が「読書が好きだ」と答えた割合は下降。
- すべての子どもが生涯にわたって本を好きになるような一貫した施策の展開が必要。
- ②子どもの不読率については、年齢が上がるにつれて、その割合は上昇。また、令和元年度との比較においては、不読率の上昇が顕著になっている。
- すべての子どもが生涯にわたって読書する習慣が得られるような一貫した施策の展開が必要。また読書スタイルの変化に合わせた柔軟な施策展開も必要。
- ③子どもの本を読むきっかけについては、小学生では、学校等で本に触れる機会が多いことや「調べ学習」の取組みなどが影響。中学生では、SNSによる情報やメディア芸術の影響が大きいことが判明。
- 本を読むきっかけづくりのためには、各年代に合わせた情報の提供や機会の創出などが必要。
- ④読書を好きかについては、子どもとその保護者は、ほぼ同じ回答の傾向。
- 保護者や親子を対象にした読書推進の取組みが必要。
- ⑤学校図書館の利用については、利用する子どもとそうでない子どもとの両極化が進んでいる。
- すべての子どもが本や読書を好きになるための取組みが必要。

●読書活動を取り巻く環境や制度

- ①約7割の保護者がブックスタートパックのバッグや絵本を活用。
- 保護者の活用率は高いとともに子ども読書推進の導入部分でもあることから継続した取組みが必要。
- ②市が設けている子ども読書活動支援に係る環境や制度については、子どもは、年齢が上がるにつれて認知度も上昇。保護者については認知度も3割程度と低い。
- 子どもや保護者を含めた各世代に応じた情報発信などの取組みが必要。
- ③親子による図書施設の利用については、身近な施設である地区公民館が図書館よりも利用の頻度が低いことが判明。
- 身近な施設である地区公民館における図書利用促進に向けた取組みが必要。

●子どもの読書を支える社会資源との連携について

- ①関係機関や団体との連携
- 子どもの発達段階に応じた様々な機関(就学前施設↔小学校↔中・高等学校)や関係団体との連携が必要。

●読書ボランティアの課題や目標とする取組み

- ①他のボランティアや市民・地域活動団体と同様に高齢化や担い手不足、ライフスタイルの多様化などにより読書ボランティアの活動の先細りが課題。
- ボランティアの育成が必要。
- ②子ども読書を推進するための仕掛けや制度の導入、関係機関との連携、目標の見える化を希望。
- 関係機関との連携による取組みの支援、身近な場所やあらゆる場面を活用した読書ボランティアの活躍の場の創出。

5

子どもの読書推進に係る今後の方向性

1. 読書活動を通して子どもを「はぐくむ」取組みについて

市民が生涯にわたって読書を好きになるとともに、継続ある読書活動を行うためには、子どもの時からの取組みが必要です。読書活動を通して子どもをはぐくむために以下の方向性を持った施策の展開が必要です。

(1) 子どもが読書を好きになる・楽しく感じる取組みの充実

子ども自身については、8割以上が読書が好きと感じているものの、年齢が上がるにつれて割合は低くなる傾向となっています。

このため、様々な機会を捉えて、子どもが読書を好きになる、楽しく感じる取組みの充実が必要です。

(2) 子どもの読書習慣を継続するための取組みの推進

家庭や学校など、あらゆる機会を捉えて読書することの意義や大切さなどについての啓発を行うことにより、子どもが生涯にわたって継続して読書する習慣を身に着ける取組みを行います。

2. 子どもの読書活動を「ささえ」取組みについて

子どもの読書活動については、子ども自身の意識の醸成も大切ですが、子どもの読書活動を支える取組みも重要です。

子どもの読書活動を支えるために以下の方向性を持った施策の展開が必要です。

(1) 子どもの読書活動を推進するための環境や機能の整備

子どもの読書活動を取り巻く環境は、電子書籍の普及や「ありあけ圏域電子図書館」の開館など、大きく変化しました。

一方、電子書籍の利用については、その広がりが見受けられるものの、「ありあけ圏域電子図書館」の認知や利用は依然として低く(例：小学生は約3割の認知)、また地区公民館における図書サービスの利用や「有明圏域内図書館の図書サービス相互利用」においても認知や利用が低いことから、普及啓発と併せて活用促進のための環境や機能の整備に努めることが必要です。

特に子どもについては、移動範囲が限られており、家庭や学校図書館以外において本や読書に触れる機会が限られているため、身近な地域で本や読書に触れることができる機会を設けることが必要です。

さらに、子どもや保護者等が安心して、かつ快適な空間で読書を楽しむための環境や機能の整備も必要といえます。

(2)子どもの読書活動を支援する家庭へのアプローチ・組織への支援や人材の育成

子どもの読書活動の推進のためには、家庭はもちろんのこと、学校や図書館などの機関、さらには読書ボランティアや関係団体、地域などの支援が必要です。

一方、読書ボランティアの現状については、インタビュー調査の中でも明らかになったように、様々な課題を抱えています。子どもの読書活動について一番の関わりを持っている家庭について保護者の読書習慣と子どもの読書習慣とも関連性があることも推察されました。

このため、子どもの読書活動を支援する家庭へのアプローチや組織への支援、さらにはボランティアなどの人材の育成が必要です。

3. 全ての子どもの読書活動のために「つながる」取組みについて

全ての子どもの読書活動の推進のためには、家庭、地域、学校、図書館、ボランティア、市が役割と責任を持ちながら、かつ連携を図るために以下の方向性を持った施策の展開が必要です。

(1)子どもの読書推進に繋がるための情報発信の強化

子どもの読書活動の推進のためには、子どもが興味を示す本や新刊などの情報の発信が必要です。また、就学前や低学年の子どもについては、保護者と一緒に市立図書館や地区公民館の図書サービスを利用することが多いことが判明したことから、保護者の読書習慣が子どもの読書習慣にも影響することが推察されました。さらに読書に関する各種サービスについては、子どもや保護者においても認知度が低いことが判明しました。

この結果から、子どもの読書推進に繋がるための本や読書に関する様々な情報の発信を強化することが必要です。

(2)子どもの読書活動を支援する組織や人材のつながりづくり

全ての子どもの読書活動の推進のために、家庭、地域、学校、図書館、ボランティア、市の連携のみならず、子どもを対象とした講座等の「企画」や「情報」、図書資料の相互貸借などの「物」の連携、読書活動を推進する「人」の学びや実践の場づくりなどの人材育成の連携・協力など、つながりを強化することが必要です。

第3章

第3章 計画の目標と施策体系

ここでは、計画の目標と子どもの発達段階の特徴や各主体の役割、施策体系について記します。

- 1 計画の基本理念や基本方針
- 2 子どもの発達段階に応じた特徴
- 3 各主体の役割について
- 4 3つの基本目標と成果指標
- 5 施策の体系

1

計画の基本理念や基本方針

1. 基本理念

第7次大牟田市まちづくり総合プランに掲げた目指す都市像や基本目標、教育の振興に関する大綱(教育振興大綱)に掲げる基本目標、さらには大牟田市教育委員会が掲げる基本理念や基本方針を実現するため、大牟田市第4次計画の基本理念を「すべての子どもが読書の楽しさを知り、自主的な読書活動ができるように、社会全体でつながりながら支え、持続可能な社会の創り手となる子どもたちをはぐくむ。」と定めます。

基本理念

すべての子どもが読書の楽しさを知り、自主的な読書活動ができるように、社会全体でつながりながら支え、持続可能な社会の創り手となる子どもたちをはぐくむ。

すべての子どもがそれぞれの発達段階や個性に応じて読書の楽しさを知るとともに、自主的な読書活動ができるように、家庭、地域、学校、図書館、ボランティア、市など、社会全体でつながりながら環境づくりや支援体制を整え、持続可能な社会の創り手となる子どもたちをはぐくむ取組みを進めます。

2. 基本理念に近づくための5つの基本方針

(1)不読率の改善

令和5年度（2023年度）の「全国学力・学習状況調査」における大牟田市の子どもの不読率は、小学生は27.4%（福岡県27.4% 全国平均24.5%）、中学生は49.0%（福岡県39.9% 全国平均36.8%）と高い状況となっています。

不読率の改善に向け学校図書館における取組みはもとより、読書に興味のない子どもも親しみやすい講座や体験活動等の連動した取組み等の充実、さらには、小学校1年生の不読率に就学前の読み聞かせの実施が影響を与えていたことなどから、乳幼児期からの読み聞かせを推進することも重要です。また、小学生と比較して中学生及び高校生等については、スマートフォンやタブレットの使用頻度が高い傾向であることや大人については電子書籍を利用した読書経験等が高いことなどから、電子書籍も組み合わせた不読率の改善、さらには生涯を通じた読書習慣の定着に向けた働きかけも必要です。

(2)多様な子どもたちの多様な読書機会の確保

子どもたちを取り巻く環境は様々で、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現のため、子どもたちの個々の状況や身近な機会における読書環境の提供が求められています。また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」の趣旨を踏まえ、視覚障害がある人が利用しやすい図書資料の整備なども必要です。

(3) デジタル社会に対応した読書環境の整備

大牟田市では、新型コロナウイルス感染症などの影響により、大牟田市立図書館や地区公民館の図書機能を有した施設が継続的に利用できない事態となりました。また、学校図書館においても利用が制限されるなど、子どもたちの読書環境は大きく制限を受けました。

このような中、大牟田市では、令和4年（2022年）5月に柳川市・みやま市・長洲町（熊本県）との共同運営により「ありあけ圏域電子図書館」をオープンし、コロナ禍においても子どもたちが学校生活の中で読書できる環境が創出されました。

子どもたちが、いつでも、どこでも本と触れ合える環境を整えるためには、デジタル技術を活用した読書環境の整備も必要です。

(4) 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもの読書推進については、子どもの年齢や発達段階に応じた必要な活動など、様々です。一人ひとりが読書を通じて学びの機会を得るとともに主体的な読書活動につなげていくには、子どもの視点に立った取組みが必要です。

大牟田市では令和6年（2024年）1月に「大牟田市子ども・子育て応援条例」を施行しました。この条例の第4条では、子どもの権利として、「多様な体験の機会が与えられ、知識や経験を得ながら、自分らしく育つことができる権利」や「自分が関わる事柄について、意見を述べること及び参加することができる権利」などが明記されています。

読書活動を通じて子どもの最善の利益を実現するためには、子どもたちに読んでほしい本だけでなく、子どもたち自身が読みたい本を好きな時間に好きな場所で主体的に読める機会を提供できるように支援していくことが重要です。また、学校図書における活動を行っている子どもたちとの連携や子どもに対するアンケート調査の実施など、様々な方法を通じて読書活動に子どもの意見を反映させていくことも必要です。

(5) 読書ボランティア組織などへの支援

子どもの読書を推進するためには、家庭や学校、市、図書館のみならず、読み聞かせを行っている読書ボランティアとの連携が必要不可欠です。大牟田市には、様々な読書ボランティアの組織が活動していますが、ボランティアの担い手不足に加え、新型コロナウイルス感染症などの影響で活動する機会が減少するなどの課題が生じています。

このため、読書ボランティア組織などへの支援を強化するとともに活躍の場の創出も必要です。

2

子どもの発達段階に応じた特徴

子どもの発達段階の特徴を妊娠期・乳幼児期・小学生期・中高生期で分けてまとめるとともに、発達段階に応じた取組みを具体的に掲げることとします。

1. 妊娠期

赤ちゃんは、おなかの中で周囲の音が聞こえるようになります。耳の機能が発達してくる妊娠20週頃から語りかけや絵本の読み聞かせを通じて、母親も赤ちゃんもリラックスする効果があると言われています。

2. 乳幼児期

乳幼児期には、周囲からの語りかけや言葉のやり取りを通じて言葉を次第に獲得してきます。絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて、絵本や物語に興味を示すようになります。さらに、成長するにつれ想像力や言葉の力、感性を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになります。

3. 小学生期

低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量がふえ、文字で表された場面や情景をイメージするようになります。

中学年では、最後まで本を読む児童と本を読まない児童の違いが現れ始めます。本を読み通すことができる児童は、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになります。

高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が拡がり始めます。

4. 中高生期

中学生では、多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになります。また、自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来役立てようとするようになります。

高校生では、読書の目的や資料の種類に応じて適切に読むことができる水準に達し、自分の知的興味に応じ、いっそう幅広く多様な読書ができるようになります。

3

各主体の役割について

子どもの読書を推進するためには、子どもを支える様々な社会資源が役割と責任を持つとともに、お互いが連携や協働を進めることによって効果的な取組みが実現できることから、各主体の役割についてまとめることとしました。

1. 家庭の役割

「家庭」には、妊娠期や乳幼児期をはじめとして、それぞれの発達段階において、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが望まれます。図書館や地区公民館、ともだちや絵本美術館に行き、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、様々な機会を捉えて子どもが読書に親しむきっかけをつくることが期待されています。また、計画策定に係るアンケート調査等の結果において、保護者の読書習慣が子どもの読書習慣にも影響を及ぼすことが推察されたことから、保護者自身も本に触れる機会を増やすなど、家庭全体で読書を楽しむことも望れます。

2. 地域の役割

「地域」には、「子どもを地域で育てる」という考え方のもと、地域の子どもたちが身近な場所や施設などで気軽に読書を楽しむ機会や場所を設けることが期待されます。

また、地域で活動している読書ボランティアや「まなばんかん」の登録ボランティアが活動できるような機会づくりや本が好きになるきっかけをつくるイベントの実施なども望まれます。

3. 学校等の役割

「保育所・認定こども園・幼稚園」には、乳幼児期から本を読む習慣を定着させていくために発達段階に応じた読書啓発を行うことが期待されています。また、絵本に触れる習慣を定着させることは、子どもの豊かな感性を育むことにもつながると期待されます。

「学校」では、従来から各教科・領域等をはじめ、様々な学習活動の場で読書活動を行っており、子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で大きな役割を担っていることから、全ての子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるよう各学校にある学校図書館を計画的、継続的に活用し、子どもの主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実させが必要です。その際、子どもの読書の量を増やすことのみならず読書の質を高めていくことも求められるとともに、指導する立場にある教職員自身が読書の喜びや意義について理解を深めることも望れます。

小学校高学年以上からは幼児や小学校低学年の子どもに対する絵本や本の読み聞かせな

どを体験する機会があります。読書ボランティア活動を通してボランティアの楽しさや達成感などの醸成や読書ボランティアの担い手の一人としても期待されることから、体験活動の拡充や既存の読書ボランティアとの交流なども望まれます。

4. 図書館・地区公民館・ともだちや絵本美術館の役割

「図書館」は、保護者と子どもが本に親しむ場所であり、読み聞かせやおはなし会の実施、読書相談、展示会、研修会等を実施するほか読書ボランティア団体等への支援や活動の場の提供を行うなど子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。

図書館は、約26万冊の図書資料がありリクエストサービス¹⁵、レファレンスサービス¹⁶、団体貸出サービスなどを行っており子どもを含めた地域住民にとって本と触れ合う身近な施設です。また、学校や学校図書館との連携を深め子どもの読書活動や課題解決のための調べ学習を支援したり、子どもの読書推進に関わる図書館職員やボランティアなどを対象とした研修会を実施したりするなど、子どもの読書活動を推進する拠点として一層の充実が求められています。

さらに「有明圏域定住自立圏共生ビジョン」に基づく図書サービス相互利用や「ありあけ圏域電子図書館」の運営、障害のある人に対するサービスなどによる支援を行うなど、多様化する読書活動にも応えていく役割も求められています。

「地区公民館」には、身近な地域の図書館機能として、地域の実情に応じて図書館と連携して子どもの読書活動を推進することが求められています。特に、移動範囲が制限されている子どもにおいて地区公民館は身近な社会教育施設として、子どもの読書活動の推進に関する役割が求められており、子ども読書事業を実施することが期待されます。

さらに、地区公民館には、司書有資格者がいないことから、読書ボランティアや地域の関係団体等と連携を図りながら、読み聞かせ等のボランティア養成や読書推進のための取組み、啓発広報活動等を充実させていくことが求められています。

「ともだちや絵本美術館」には、絵本原画の展示や動物園などと連携した多様な企画展、動物園や絵本関係のワークショップやコンサートなどを通して、子どもの想像力と創造力を育てる役割、また本市の特色ある文化芸術の一つである絵本文化の普及啓発に寄与することも求められています。

5. 関係団体・読書ボランティアの役割

「関係団体(市民活動団体・サークル等)」には、それぞれの役割や活動目的に応じて独自の展開を図っていくとともに、お互いが連携・協力し総合的な観点で取り組むことも求められています。また、これらの連携・協力の取組みが地域や学校等、さらには図書館等の取組み

¹⁵ 図書館等において読みたい本の貸出しを依頼するサービス。

¹⁶ 図書館利用者が学習・調査などを目的として必要な情報・資料を求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答するサービス

と有機的に繋がることによって子どもの読書活動を一体的に推進することが期待されます。

「読書ボランティア」には、子どもが読書に対する興味を持つためには本との出会いの機会を作ることが大切であり、その基本的な取組みが「読み聞かせ」であることから、読み聞かせの活動を継続して実践していくことが期待されています。

また、読書に関心のない子どもや、一人では本を読めない子ども、本を読むことが苦手な子どもに、本を読み聞かせることは、子どもがおはなしの楽しさを知り本に興味を持つようになるための効果的な方法であるとともに、絵本の読み聞かせ以外にも、ストーリーテリング¹⁷、ブックトーク¹⁸、ビブリオバトル(書評合戦)¹⁹、アニメーション²⁰などを通じて子どもの読書に深みと拡がりをもたらすことも期待されます。

一方、読書ボランティアは、高齢化や担い手不足、さらには新型コロナウイルス感染症による活動範囲の縮小などの影響による活動メンバーの減少などの課題も浮き彫りになったことから、読書ボランティアの養成に向けた積極的な参画や子ども読書ボランティアとの交流など、次世代を担う子どもたちを育てる役割も期待されます。

6. 市の役割

「市」は、すべての子どもが読書の楽しさを知り、自主的かつ多様な人々と協働しながら読書活動を進めることができるよう環境づくりに努め、持続可能な社会の創り手となる子どもたちの育成へと繋げるための取組みが必要です。

そのためには、教育委員会のみならず関係部局と連携することに加え、地域、学校等、図書館等、関係団体、読書ボランティアとの連携・協力によって横断的な取組みが行われるような体制整備を図ることが必要です。また、子どもの読書推進に関する様々な社会資源が連携・協力するためのコーディネートを行う役割も担っています。

子どもの読書を取り巻く環境については、図書館や地区公民館、ともだちや絵本美術館などの関連施設ですべての子どもが安心・安全かつ快適に本や読書を楽しむための環境を整える必要があります。さらに図書館との連携のもと、「有明圏域定住自立圏共生ビジョン」に基づく図書サービス相互利用や「ありあけ圏域電子図書館」の運営、障害のある人に対するサービスなど、多様化する読書活動にも応えていく役割も求められています。

読書ボランティアに対しては、高齢化や担い手不足、活動の機会が減少するなどの課題に直面していることから、図書館、地区公民館などとの連携のもと、読書ボランティアの養成に向けた取組みを進めていく必要があります。また、読書ボランティアと学校や地域を繋ぎ子どもとの交流の機会や身近な地域での活動の機会の創出に向けた働きかけも必要です。

¹⁷ 情報やメッセージを聞き手に印象付けたりする目的で体験談やエピソード、既存の物語などのストーリーを利用して伝える手法。

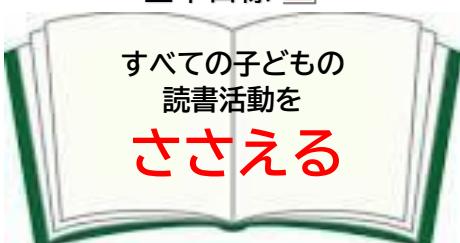
¹⁸ 一定のテーマに沿って、数冊の本を短時間で紹介する読書活動。

¹⁹ 本の紹介コミュニケーションゲーム。

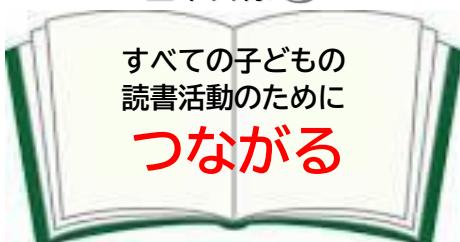
²⁰ スペイン語で「活性化」を意味する言葉。読書教育の分野では、子ども達に読書の楽しさを伝え、読む力を引き出すための読書指導方法。

4**3つの基本目標と成果指標****1. 3つの基本目標****基本目標 1**

妊娠期からの子どもの発達段階に応じた読書活動があらゆる機会と場所において行われることが重要であることから、家庭、地域、学校等、市、図書館等、ボランティアが連携をとりながら切れ目のない取組みを行い本や読書が好きになるなど、社会全体で子どもをはぐくみます。

基本目標 2

すべての子どもの読書活動を推進するために、子どもにとって身近な学校図書館や市立図書館、地区公民館などの環境整備に努めるとともに、電子図書館の機能充実や障害のある子どもをはじめ、すべての子どもが快適な空間で読書することができるよう、子どもの読書活動をささえます。

基本目標 3

すべての子どもの読書活動の推進のために、家庭、地域、学校等、図書館等、ボランティア、市の連携のみならず、子どもを対象とした講座等の「企画」や「情報」、図書資料の相互貸借などの「物」の連携、読書活動を推進する「人」の学びや実践の場づくりなどの人材育成の連携・協力など、つながりを強化します。

2. 成果指標

これまでの大牟田市子ども読書推進計画においては、具体的な成果指標の設定は行っていませんでしたが、取組みの検証と必要に応じた見直しを行う観点から大牟田市第4次計画より成果指標を次のとおり定めます。

	指 標	現状値(令和5年度)	目標値
1	子どもの読書の不読率	小学6年生 27.4% 中学3年生 49.0%	全国平均以下
2	「読書が好きですか」に「当てはまる」か「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小学6年生 73.5% 中学3年生 61.3%	小学6年生 75.0%以上 中学3年生 70.1%

※指標の数値は、全国学力・学習状況調査 児童生徒の質問紙により把握します。

※目標値は、福岡県子ども読書推進計画(第4次)の成果指標を参考に定めました。

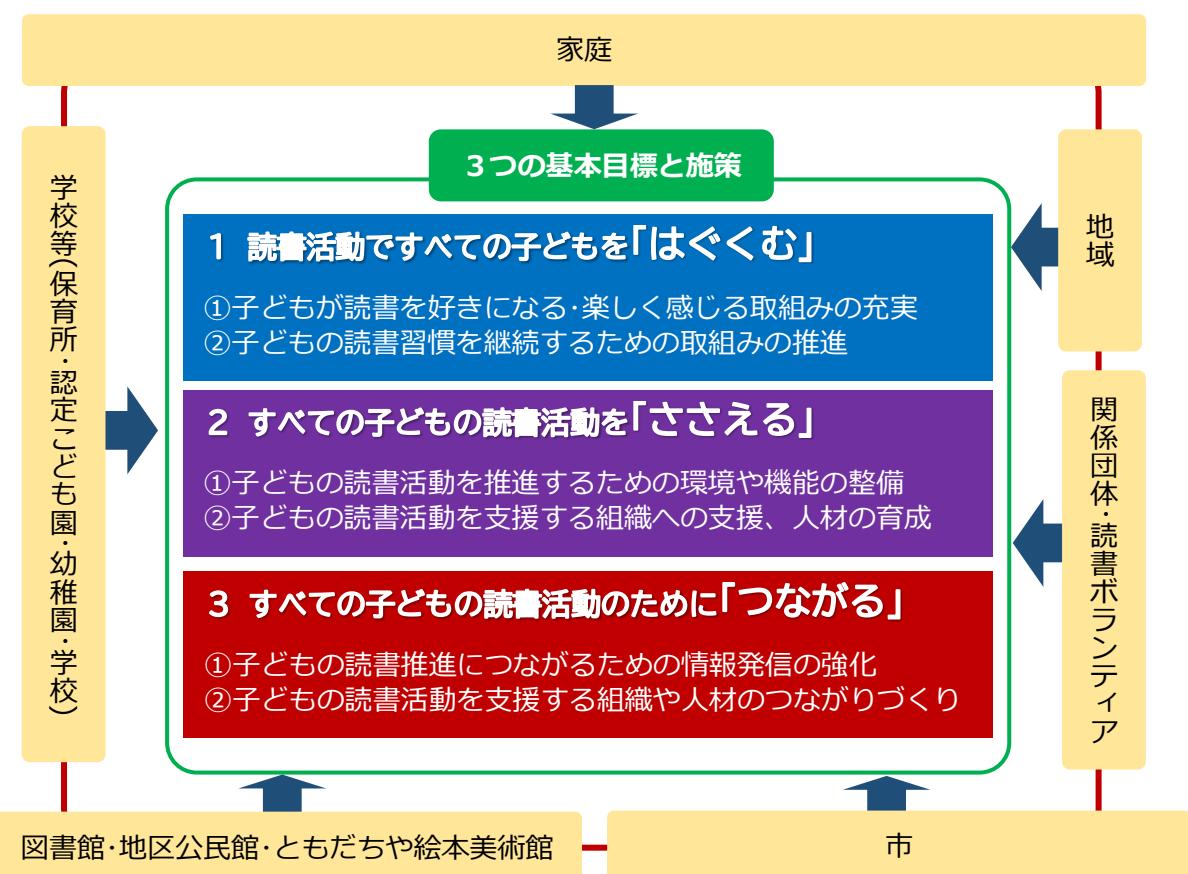
5 施策の体系

基本理念

すべての子どもが読書の楽しさを知り、自主的な読書活動ができるよう、社会全体でつながりながら支え、持続可能な社会の創り手となる子どもたちをはぐくむ。

基本方針

- 1 不読率の改善
- 2 多様な子どもたちの読書機会の確保
- 3 デジタル社会に対応した読書環境の整備
- 4 子どもの視点に立った読書活動の推進
- 5 読書ボランティア組織などへの支援



主な課題

- ①年齢が上がるにつれて本や読書が好きな割合が低下
 - ②不読率の改善
 - ③すべての子どもが読書を楽しむための情報発信や環境整備が必要
 - ④読書ボランティアの活動上の課題
- など

第4章

第4章 具体的な取組みと計画の推進について

ここでは、計画の具体的な取組みと計画の推進にあたっての考え方について記します。

- 1 各施策毎の主な取組み
- 2 計画の進捗管理と推進体制

1**各施策毎の主な取組み**

【重点】=重点的な取組み

読書活動ですべての子どもをはぐくむ**1. 子どもが読書を好きになる・楽しく感じる取組みの充実**

妊娠期からの子どもの発達段階に応じた読書活動があらゆる機会と場所において行われることが重要であることから、子ども一人ひとりの発達や読書経験に留意して、家庭、地域、学校等、図書館等、ボランティア、市において、連携をとりながら好きになる、楽しく感じる取組みを行います。

取組みの主体	取組み名称	発達段階				取組み内容
		妊娠期	乳幼児期	小学生期	中高生期	
家庭	子どもと一緒に読書(うちどく)の推進 【重点】	○	○	○	○	家庭で率先して読書(うちどく)します。
	読み聞かせやおはなし会等への参加	○	○	○	○	図書館等で行われている読み聞かせやおはなし会に積極的に参加します。小学生高学年や中高生は読み聞かせする側としても参加します。
	家族読書の取組み	○	○	○	○	家族内のコミュニケーションの一助にもなる家族読書を積極的に取り組みます。
	電子書籍の活用による子ども読書の推進	○	○	○	○	電子書籍を活用し子どもが読書する取組みを進めます。
地域	地域の拠点などを活用した読み聞かせやおはなし会等の実施 【重点】	○	○	○	○	校区まちづくり協議会自由選択メニュー ²¹ などを活用し校区コミュニティセンターや活動拠点などで子どもを対象にした読み聞かせやおはなし会等を行います。

²¹ 大牟田市の校区まちづくり協議会の事業メニューの一つで校区の裁量で市が設けたメニューの中から任意で選択し取り組むことができる交付金メニュー

取組みの主体	取組み名称	発達段階				取組み内容
		妊娠期	乳幼児期	小学生期	中高生期	
地域	「まなばんかん」を活用した子ども読書の取組み	○	○	○	○	「まなばんかん」登録ボランティアによる子どもの読書推進を取り組みます。 
学校等	読書(うちどく)の推進	—	○	○	○	読書(うちどく)への働きかけを行います。
	読み聞かせやおはなし会等の実施 【重点】	—	○	○	○	子どもを対象にした読み聞かせやおはなし会等を実施します。また、中高生が小学生を小学生が幼児に対して行う、読み聞かせなどに取組みます。
	家族読書の推進	—	○	○	○	家族内のコミュニケーションの一助にもなる家族読書の働きかけを行います。
	読書週間等における取組み 【重点】	—	○	○	○	読書週間等の機会を捉え、創意工夫した取り組みを行います。また、学校の児童生徒の図書委員による子どもが主体となった取組みを行います。
	調べ学習における図書の活用	—	○	○	○	学校の学習において図書を活用した調べ学習の取組みを強化します。
	「まなばんかん」を活用した子ども読書の取組み	—	○	○	○	「まなばんかん」登録ボランティアによる子ども読書推進を取り組みます。 
ともだちや地区本公美術館	「ありあけ圏域電子図書館」を活用した取組みの推進	—	○	○	○	学校の学習において「ありあけ圏域電子図書館」を活用した取組みを推進します。 
	本に親しむイベントや絵本や動物園に親しむイベントの開催 【重点】	○	○	○	○	図書館・地区公民館・ともだちや絵本美術館において、本、絵本等に親しむイベントを行います。    市立図書館 地区公民館 絵本美術館
	読み聞かせやおはなし会等の充実 【重点】	○	○	○	○	定期的に行っている子どもを対象にした読み聞かせやおはなし会等を充実します。

取組みの主体	取組み名称	発達段階				取組み内容
		妊娠期	乳幼児期	小学生期	中高生期	
ともだちや地区公民館・絵本美術館	「まなばんかん」を活用した子ども読書の取組み	○	○	○	○	「まなばんかん」登録ボランティアによる子ども読書推進を取組みます。 
	身近な地域で本や読書に触れる機会の創出	○	○	○	○	身近な地域で子どもを含めた地域住民が気軽に本や読書を楽しむことができる機会を地域や関係団体との協働により設けます。
関係団体・ボランティア	本に親しむイベントの開催	○	○	○	○	図書館・地区公民館・ともだちや絵本美術館・市との連携により本に親しむためのイベントを行います。
	保護者へ読み聞かせ等に対する意識の啓発	○	○	○	○	保護者に対して子どもへの読み聞かせの重要さを啓発します。
	読み聞かせやおはなし会等の充実【重点】	○	○	○	○	図書館・地区公民館・ともだちや絵本美術館・市との連携により、読み聞かせやおはなし会等を充実します。
	「まなばんかん」登録ボランティアとしての活動	○	○	○	○	「まなばんかん」登録ボランティアとしての活動を行います。 
市	母子保健事業などにおける子ども読書の重要性の啓発	○	○	—	—	プレママ・プレパパ等に対し子どもの読書の重要性を啓発します。
	ブックスタート事業【重点】	—	○	—	—	絵本と布バッグ等のブックスタートパックを全ての新生児に配布します。 
	絵本による赤ちゃんとのコミュニケーション講座	—	○	—	—	読み聞かせの実演など、赤ちゃんと絵本を通してコミュニケーションを楽しむ取組みを行います。 
	「まなばんかん」を活用した子ども読書の取組み	—	—	—	—	「まなばんかん」の登録ボランティアを派遣します。 

2. 子どもの読書習慣を継続するための取組みの推進

家庭や学校など、あらゆる機会を捉えて読書することの意義や大切さなどについての啓発を行うことにより、子どもが生涯にわたって継続して読書する習慣を身に着ける取組みを行います。

取組みの主体	取組み名称	発達段階				取組み内容
		妊娠期	乳幼児期	小学生期	中高生期	
家庭	子どもに対する読書(うちどく)の啓発 【重点】	○	○	○	○	子どもに対して読書(うちどく)の楽しさなどを啓発します。
	家族読書の取組みへの理解	○	○	○	○	家族内のコミュニケーションの一助にもなる家族読書の取組みに理解を持ちます。
	電子書籍の活用による子ども読書の推進への理解	○	○	○	○	子どもが行う電子書籍を活用した読書活動に理解を示します。
学校等	子どもや保護者に対する読書(うちどく)の啓発	—	○	○	○	子どもに対して読書(うちどく)の楽しさなどの啓発や保護者に対しては読書(うちどく)の大切さを啓発します。
	家族読書に対する理解の促進	—	○	○	○	子どもや保護者に対して家族内のコミュニケーションの一助にもなる家族読書の大切さを啓発します。
	読書週間等を通じた読書活動への理解促進 【重点】	—	○	○	○	読書週間等の機会を捉え、読書活動の大切さを啓発します。
	「ありあけ圏域電子図書館」の普及啓発	—	—	○	○	「ありあけ圏域電子図書館」の活用方法や魅力などを啓発します。 
ともだちや地区公民館・美術館	各種イベントを通じた子ども読書活動への理解促進 【重点】	○	○	○	○	図書館・地区公民館・ともだちや絵本美術館が行うイベントにおいて子どもの読書活動への理解を促進します。   
	保護者へ読み聞かせ等に対する意識の啓発	○	○	○	○	保護者に対して子どもへの読み聞かせの重要性を啓発します。

取組みの主体	取組み名称	発達段階				取組み内容
		妊娠期	乳幼児期	小学生期	中高生期	
関係団体・ボランティア	本に親しむイベントを通じた子ども読書活動への理解促進	○	○	○	○	関係団体やボランティアが自行イベントなどを通じて子ども読書活動に対する理解を促進します。特に絵本を活用した読書活動に対する理解を促進します。
	読み聞かせ等を通じた子どもや保護者に対する意識の啓発	○	○	○	○	普段の読み聞かせ活動を通じて子どもや保護者等に対する意識を啓発します。特に絵本を活用した啓発に取組みます。
市	読書(うちどく)の普及啓発	○	○	○	○	様々なツールを活用した子どもの読書(うちどく)の大切さを啓発します。
	母子保健事業などにおける子ども読書の重要性の啓発	○	○	—	—	母子保健事業においてプレママ・プレパパ等に対し子どもの読書の重要性を啓発します。
	ブックスタート事業を通じた子どもの読書の重要性の啓発 【重点】	—	○	—	—	絵本と布バッグ等のブックスタートパックを全ての新生児に配布する際に子ども読書の重要性を啓発します。 
	絵本による赤ちゃんとのコミュニケーション講座を通じた子どもの読書の重要性の啓発	—	○	—	—	読み聞かせの実演や絵本による赤ちゃんとのコミュニケーション講座の際に子ども読書の重要性を啓発します。 

すべての子どもの読書活動をささえる



1. 子どもの読書活動を推進するための環境や機能の整備

子どもの読書活動を推進するために、子どもにとって身近な学校図書館や図書館、地区公民館などの環境整備に努めるとともに、電子図書館の機能充実や障害のある子どもをはじめ、すべての子どもが快適な空間で読書することができるよう、環境や機能の整備に努めます。併せて子どもの読書活動は、保護者の読書活動にも関わりが深いことから、保護者に対する読書活動の環境や機能の整備にも努めます。

取組みの主体	取組み名称	発達段階				取組み内容
		妊娠期	乳幼児期	小学生期	中高生期	
家庭	図書館、地区公民館などにおける積極的な図書利用 【重点】	○	○	○	○	図書館や地区公民館図書貸出などを積極的に利用します。
	「有明圏域定住自立圏共生ビジョン」に基づく図書サービス相互利用の活用	○	○	○	○	「有明圏域定住自立圏共生ビジョン」に基づく図書サービス相互利用を積極的に活用します。
	「ありあけ圏域電子図書館」の積極的な活用	○	○	○	○	「ありあけ圏域電子図書館」を積極的に活用します。
地域	身近な施設や地域活動拠点を活用した子どもの読書推進の場の提供	○	○	○	○	校区コミュニティセンターや活動拠点などで子ども等が気軽に読書を楽しむことができる場を提供します。
	読書ボランティアによる読み聞かせ等の活動の機会や場の提供	○	○	○	○	読書ボランティアが身近な地域で読み聞かせ等の活動の機会や場を提供します。
学校等	施設内図書、学校図書の充実	—	○	○	○	保育所・認定こども園・幼稚園内の図書コーナーや学校図書館の蔵書の充実を図るとともに、魅力ある本の紹介を行うなど図書機能の充実を図ります。
	「ありあけ圏域電子図書館」の積極的な活用	—	○	○	○	学校の学習において「ありあけ圏域電子図書館」を積極的に活用します。

取組みの主体	取組み名称	発達段階				取組み内容
		妊娠期	乳幼児期	小学生期	中高生期	
図書館・地区公民館・ともだちや絵本美術館	図書サービス等の機能の整備	○	○	○	○	子どもや障害のある人を含めたすべての市民が快適な空間で図書サービス等を受けることができるよう機能の整備に努めます。
	施設の安心・安全な利用のための必要に応じた改修	○	○	○	○	施設の安心・安全、快適な空間での利用のために公共施設維持管理計画等に基づいた施設の必要に応じた改修に努めます。
	ニーズに応じた魅力ある図書資料の購入	○	○	○	○	優良図書の貸出しを含め子どもや保護者等のニーズに応じた図書資料の購入に努めます。
	Y A コーナー ²² の充実	—	—	○	○	読書意欲を喚起するため 10 代向けの企画特設を実施します。また、メディアでの紹介本や原作本のコーナーの設置を検討します。
	「有明圏域定住自立圏共生ビジョン」に基づく図書サービス相互利用の促進	○	○	○	○	「有明圏域定住自立圏共生ビジョン」に基づく図書サービス相互利用を促進します。
市	「ありあけ圏域電子図書館」における魅力ある電子書籍の選書	○	○	○	○	「ありあけ圏域電子図書館」において優良図書を含め子どもや保護者等のニーズに応じた電子書籍の選書を行います。 
	「有明圏域定住自立圏共生ビジョン」に基づく図書サービス相互利用の促進	○	○	○	○	「有明圏域定住自立圏共生ビジョン」に基づく図書サービス相互利用を促進します。
	「ありあけ圏域電子図書館」における魅力ある電子書籍の購入	○	○	○	○	「ありあけ圏域電子図書館」において優良図書を含め子どもや保護者等のニーズに応じた電子書籍を購入します。 
市	施設の安心・安全な利用のための必要に応じた改修	○	○	○	○	施設の安心・安全、快適な空間での利用のために公共施設維持管理計画 ²³ 等に基づいた施設の必要に応じた改修に努めます。

²² YA(ヤング・アダルト)コーナーで、子どもから大人に成長しつつある中高校生などの 10 代の若者の図書コーナー²³ 大牟田市が策定した公共施設の維持管理を目的とした計画的改修などの計画

2. 子どもの読書活動を支援する組織への支援、人材の育成

市立図書館をはじめ、就学前の施設や学校、地域では、多くの読書ボランティアが活動を行っており、子どもが本とふれあう機会の充実を図る上で重要な役割を担っています。

今後も読書ボランティアの充実した活動継続のため、関係団体と連携・協力し、読書ボランティアの養成や研修会の開催、活動に対するアドバイスや情報提供を行うなどの取組みを行います。

取組みの主体	取組み名称	発達段階				取組み内容
		妊娠期	乳幼児期	小学生期	中高生期	
家庭	読書ボランティア活動への理解	○	○	○	○	読書ボランティアの活動を理解します。
	読書ボランティア活動への参加	○	○	○	○	読書ボランティアの活動へ参加します。
	「まなばんかん」への登録	○	○	○	○	読書ボランティアとして活動を始めた場合には、「まなばんかん」へ登録します。
地域	読書ボランティア活動への理解	○	○	○	○	読書ボランティアの活動への理解を深めます。
	読書ボランティアによる読み聞かせ等、活躍の場の提供	○	○	○	○	地域のイベントや活動の拠点などにおいて読書ボランティアによる読み聞かせ等、活躍の場を提供します。
	「まなばんかん」への依頼	○	○	○	○	「まなばんかん」の読書ボランティアへの積極的な派遣依頼を行います。
学校等	読書ボランティアによる読み聞かせ等、活躍の場の提供	—	○	○	○	地域のイベントや活動の拠点などにおいて読書ボランティアによる読み聞かせ等、活躍の場を提供します。
	「まなばんかん」への依頼	—	○	○	○	「まなばんかん」の読書ボランティアへの積極的な派遣依頼を行います。 
	子ども読書ボランティア、読書リーダーの養成、交流 【重点】	—	—	○	○	児童生徒による読み聞かせなどの活動や読書リーダーの養成を行います。また読書ボランティアとの交流なども行い次世代の読書ボランティアとなるきっかけづくりにも努めます。

取組みの主体	取組み名称	発達段階				取組み内容
		妊娠期	乳幼児期	小学生期	中高生期	
ともだち図書館・地区本公美術館	読書ボランティアによる読み聞かせ等、活躍の場の創出	○	—	○	○	読書ボランティアによる読み聞かせ等の場を設け、読書ボランティアが活躍する場を創出します。
	「まなばんかん」への依頼	○	—	○	○	「まなばんかん」へ依頼を行い読書ボランティアの活動の場を創出します。
	読書ボランティアの育成や研修等の実施	○	—	○	○	読書ボランティア養成講座や読書ボランティアに対する研修の実施。さらには子ども読書リーダーとの交流の場を設けます。
関係団体・ボランティア	「まなばんかん」への登録	○	—	○	○	「まなばんかん」へ登録します。 
	読書ボランティアの研修等への参加	○	—	○	○	読書ボランティアの研修等へ積極的に参加します。また子ども読書リーダーとの交流の場に積極的に参加します。
	子ども読書ボランティア、読書リーダーの養成、交流 【重点】	○	—	○	○	児童生徒による読み聞かせなどの活動や読書リーダーの養成を行います。また読書ボランティアとの交流なども行い次世代の読書ボランティアとなるきっかけづくりにも努めます。
市	読書ボランティアによる読み聞かせ等、活躍の場の創出 【重点】	○	○	○	○	読書ボランティアによる読み聞かせ等の場を設け、読書ボランティアが活躍する場を創出します。
	「まなばんかん」への登録に向けた働きかけ	○	○	○	○	「まなばんかん」への登録に向け働きかけます。 
	読書ボランティアの育成や研修等の実施	○	○	○	○	読書ボランティア養成講座や読書ボランティアに対する研修の実施。さらには子ども読書リーダーとの交流の場を設けます。

すべての子どもの読書活動のためにつながる



1. 子どもの読書推進につながるための情報発信の強化

家庭や学校等においては、子どもが本や読書を好きになるための情報や本の紹介を行うとともに、図書館や地区公民館、ともだちや絵本美術館などの関係機関やボランティア等においても子どもの読書推進につながる情報やイベントの情報発信を強化します。

読書に関する啓発については、子どもだけではなく、保護者が読書活動の大切さについて理解する工夫や取組みが必要であることから、ホームページや広報紙等、様々な媒体を活用し、機会をとらえて広く効果的に情報を発信していきます。

取組みの主体	取組み名称	発達段階				取組み内容
		妊娠期	乳幼児期	小学生期	中高生期	
家庭	本や読書に関する情報提供や優良図書等の本の紹介	○	○	○	○	子どもが本や読書を好きになるための情報や本の紹介を積極的に行います。
地域	図書関連イベントを実施する場合の子どもや住民への周知	○	○	○	○	図書関連のイベントなどを行った際に子どもや住民に対して周知します。
学校等	本や読書に関する情報提供や優良図書等の本の紹介	—	○	○	○	図書館便りなど、本や読書に関する情報提供や優良図書等の本の紹介を定期的に行います。また図書委員など、子ども自らの情報発信にも取り組みます。
	保護者に対する子どもの読書推進に関する情報の提供	—	○	○	○	保護者に対して子どもの本や読書(うちどく)、家族読書に関する正しい情報を提供します。
ともだちや地区・絵本・公民館・美術館	本や読書に関する情報提供や優良図書等の本の紹介	○	○	○	○	情報誌やホームページ、LINEなどのSNSなども活用した本や読書に関する情報提供、優良図書等の本の紹介、イベントなどを積極的に情報発信します。



取組みの主体	取組み名称	発達段階				取組み内容
		妊娠期	乳幼児期	小学生期	中高生期	
図書館・地区公民館・ともだちや絵本美術館	「有明圏域定住自立圏共生ビジョン」に基づく図書サービスの情報発信	○	○	○	○	「有明圏域定住自立圏共生ビジョン」に基づく図書サービスの活用促進のため、情報誌や SNS などを活用し情報発信します。
	「ありあけ圏域電子図書館」に関する情報発信	○	○	○	○	「ありあけ圏域電子図書館」の利用促進のため情報誌や SNS などを活用し情報発信します。 
	地区公民館の図書サービスの情報発信	○	○	○	○	身近な地域で利用することができる地区公民館の図書サービスの利用促進のため、情報誌や SNS などを活用し情報発信します。 
	読書ボランティアの活動の情報発信 【重点】	○	○	○	○	読書ボランティアの活動内容をホームページや SNS などで情報発信します。
市	「有明圏域定住自立圏共生ビジョン」に基づく図書サービスの情報発信	○	○	○	○	「有明圏域定住自立圏共生ビジョン」に基づく図書サービスの活用促進のため、「広報おおむた」や SNS などを活用し情報発信します。
	「ありあけ圏域電子図書館」に関する情報発信	○	○	○	○	「ありあけ圏域電子図書館」の利用促進のため、「広報おおむた」や SNS なども活用し情報発信します。 
	地区公民館の図書サービスの情報発信	○	○	○	○	身近な地域で気軽に利用することができる地区公民館の図書サービスの利用促進のため、「広報おおむた」や SNS などを活用し情報発信します。 
	イベント等の情報発信の強化 【重点】	○	○	○	○	子ども読書に関するイベント等の情報を、「広報おおむた」や SNS などを活用し情報発信を強化します。
	読書ボランティアの活動の情報発信	○	○	○	○	読書ボランティアの活動内容をホームページや SNS などで情報発信します。

2. 子どもの読書活動を支援する組織や人材のつながりづくり

子どもの読書活動を支援する組織や読書ボランティアは、子どもが本とふれあう機会の充実を図る上で重要な役割を担っています。

今後、子どもの読書活動を支援する組織やボランティアが様々な場所や施設で活躍するためには、学校や図書館、地区公民館、地域等の社会資源とつながることが重要であることから、ネットワークの構築を進めます。また、読書ボランティア相互のネットワークづくりの強化も図ります。

取組みの主体	取組み名称	発達段階				取組み内容
		妊娠期	乳幼児期	小学生期	中高生期	
家庭	読書ボランティア活動への参加	○	○	○	○	読書ボランティアの活動へ参加します。
	「まなばんかん」への登録	○	○	○	○	読書ボランティアとして活動を始めた場合には、「まなばんかん」へ登録します。 
地域	地域や校区内で活動している読書ボランティアの積極的な依頼	○	○	○	○	地域や校区内で活動している読書ボランティアに対して積極的な依頼を行うなど読書ボランティアと地域がつながるよう取り組みます。
	読書ボランティアとの情報交換の場やネットワークづくり	○	○	○	○	地域や校区内で活動している読書ボランティア同士が地域活動の中でつながるよう情報交換の場やネットワークづくりに努めます。
学校等	読書ボランティアとの情報交換の場やネットワークづくり	—	○	○	○	保育所・認定こども園・幼稚園や学校内で活動している読書ボランティアとの情報交換の場を設けます。また学校の図書委員と読書ボランティアとの交流なども行うなど世代間のネットワークづくりにも努めます。
ともだちや地区本公民美術館	読書ボランティアとの情報交換の場やネットワークづくり 【重点】	○	○	○	○	各施設と読書ボランティアとの情報交換の場や、各施設を拠点とした読書ボランティア同士の情報交換の場を設けるなど、ネットワークづくりを行います。
	読書ボランティアと保護者との交流の場の創出	○	○	○	○	読書ボランティアと保護者との交流の場を設けます。

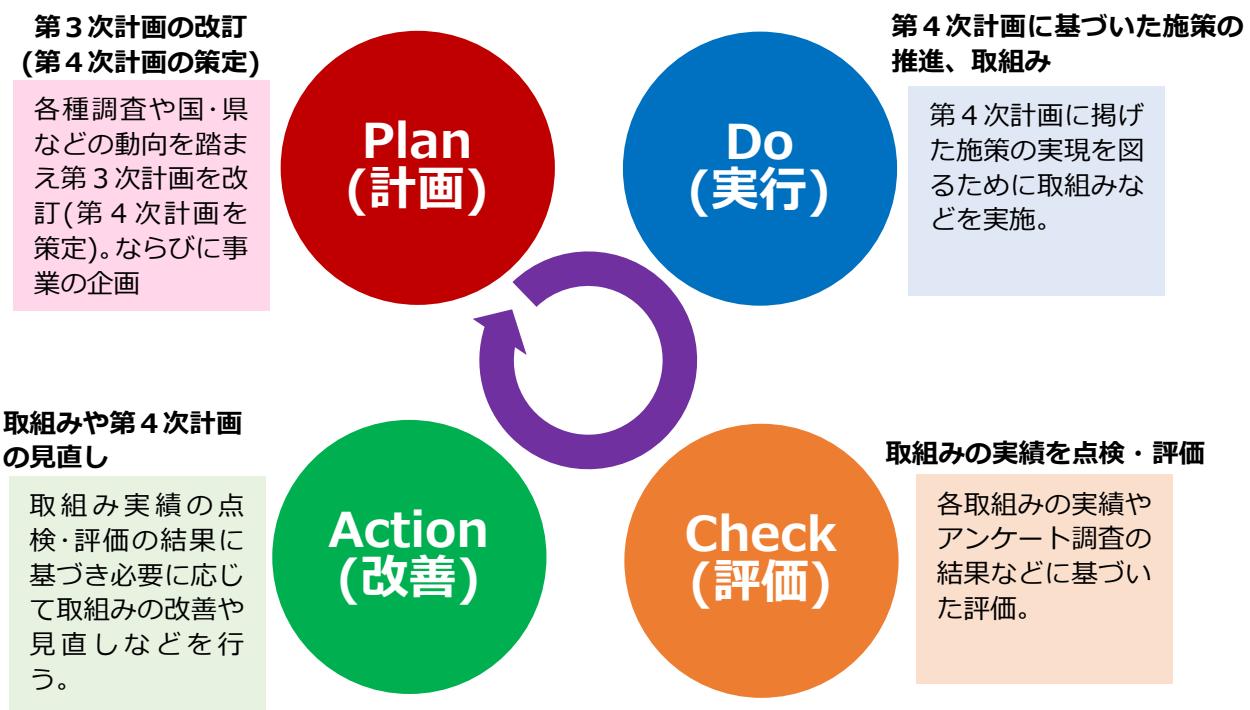
取組みの主体	取組み名称	発達段階				取組み内容
		妊娠期	乳幼児期	小学生期	中高生期	
関係団体・ボランティア	読書ボランティア相互の情報交換の場やネットワークづくり	—	—	—	—	読書ボランティア相互の情報交換などを行いネットワークづくりに取り組みます。
	読書ボランティア相互の情報交換の場などへの参加	—	—	—	—	読書ボランティア相互の情報交換の場などに積極的に参加します。
市	読書ボランティアとの情報交換の場やネットワークづくり 【重点】	—	○	○	○	各施設と読書ボランティアとの情報交換の場や、各施設を拠点とした読書ボランティア同士の情報交換の場を設けるなど、ネットワークづくりを行います。

2

計画の進捗管理と推進体制

1. 計画の進捗管理

大牟田市第4次計画における施策の進捗管理のため、「PDCA マネジメントサイクル²⁴」に基づき持続的な施策・事業を実施し、必要に応じた見直しを行いながら、効果的な計画の推進を図ります。



²⁴ 企業や組織などが目的達成に向けて業務を効率的に進めるためのシステムで、計画を立て、実行し、改善するというような一連の流れのシステム。

2. 計画の推進体制

すべての子どもが社会の真ん中にいることを基本とし、子どもの読書活動の推進に関する法律などの趣旨を踏まえ、子どもの読書推進の取組みが社会の様々な分野へ波及していくことを目指し、家庭、地域、学校等、図書館、地区公民館、ともだちや絵本美術館、関係団体、読書ボランティア、そして市(教育委員会)が役割と責任を持って施策を展開するなど、社会全体で子どもをはぐくみます。

また、各主体が幅広い連携や協働を進めることも重要です。このため、市(教育委員会)及び図書館が中心となって子どもの読書に関する情報を把握するとともに、より効果的な連携や協働が進むためのコーディネートを積極的に行うこととします。

大牟田市第4次計画に掲げた取組みについては、年度毎に把握するとともに取組みの成果や課題に対する検証を行うこととします。

基本理念・基本目標の実現



資料編

大牟田市子ども読書推進計画(第4次)の策定に係る各種資料などについて記します。

- 1 子どもの読書推進に関する関係法律
- 2 大牟田市子ども読書推進計画改訂検討会
- 3 計画の素案に対する市民意見募集結果
- 4 計画策定の経過

1

子どもの読書推進に関する関係法律

1. 子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計

画」という。) を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

2. 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成17年法律第91号）第2条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

- 2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。
- 3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一條第二項及び第十二條第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第3条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
- (2) 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。
- (3) 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する

施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、第3条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第6条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 基本計画等

(基本計画)

第7条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- (2) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第8条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第1項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の計画の変更について準用する。

第3章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

- 第9条** 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようとするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

- 第10条** 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。
- (1) 点字図書館等から著作権法（昭和45年法律第48号）第37条第2項又は第3項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援
 - (2) 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

- 第11条** 国及び地方公共団体は、著作権法第37条第1項又は第3項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第18条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

- 第12条** 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術

の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2** 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第 13 条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第 14 条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第 15 条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第 16 条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るために、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第 17 条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 4 章 協議の場等

第 18 条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第 10 条第 1 号のネットワークを運営する者、

特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

2

大牟田市子ども読書推進計画改訂検討会

大牟田市子ども読書推進計画改訂検討会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動は、学力増進につながるだけでなく、内面的成長の糧となるなど、子どもが将来を力強く生きていく力を身につけるために欠くことのできないものであることに鑑み、子どもの読書活動を推進するために必要な計画を改訂するにあたり、大牟田市子ども読書推進計画改訂検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大牟田市子ども読書推進計画の改訂に関すること。
- (2) その他子どもの読書活動の推進に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、別表1に掲げる者をもって組織し、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、市民協働部生涯学習課長とする。
- 3 副会長は、委員の互選により定める。
- 4 会長は、検討会の会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和6年6月1日から令和7年3月31日までとする。

(会議)

第5条 検討会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要と認めるときは、検討会の会議に関係職員の出席を求め、又は関係資料を提出させることができる。

(ワーキング部会)

第6条 検討会に、第2条に掲げる事務について調査及び検討を行うワーキング部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2** 部会は、別表 2 に掲げる者をもって組織し、部会長及び副部会長各 1 人を置く。
- 3** 部会長及び副部会長は、互選により定める。
- 4** 部会長は、部会の会務を総理する。
- 5** 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。
- 6** 部会は、会長の指示に基づき会議を開催し、必要な作業を行う。

(庶務)

第7条 検討会及び部会の庶務は、市民協働部生涯学習課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会及び部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

(別表 1) 大牟田市子ども読書推進計画改訂検討会

	小学校校長会より推薦された者
	中学校・特別支援学校校長会より推薦された者
	福岡県私立幼稚園振興協会筑後部会南部連盟より推薦された者
	大牟田市保育所連絡協議会より推薦された者
	大牟田市立図書館長
	産業経済部 観光おもてなし課長
	保健福祉部 子ども未来室子ども家庭課長
	教育委員会事務局 学校教育課指導室長
	市民協働部 生涯学習課地域学習担当課長
会長	市民協働部 生涯学習課長
	(事務局) 市民協働部 生涯学習課

(別表 2) 大牟田市子ども読書推進計画改訂検討会ワーキング部会

	おおむた読書推進ボランティアネットワークより推薦された者
	大牟田市立図書館より推薦された者
	ともだちや絵本美術館より推薦された者
	保健福祉部 子ども未来室子ども家庭課長より推薦された者
	教育委員会事務局 学校教育課指導室長より推薦された者
	市民協働部 生涯学習課地域学習担当課長より推薦された者
	(事務局) 市民協働部 生涯学習課

3

計画の素案に対する市民意見募集結果

1. 市民意見募集の実施概要

(1)募集期間

令和7年1月15日（水）～令和7年2月6日（木）

(2)閲覧方法、閲覧場所

市ホームページ、情報公開センター、各地区公民館、文化会館、えるる
図書館、ともだちや絵本美術館、生涯学習課

(3)提出方法

インターネット「意見提出フォーム」・LoGo フォーム、郵送、ファクス
持参（閲覧場所に設置した意見提出袋）

(4)周知方法

広報おおむた及び市ホームページへの記事掲載

2. 市民意見募集の結果

(1)実施結果

3名より6件

(2)回答区分

回答区分	件数
計画に反映させたもの	0件
計画の推進について参考意見とするもの	6件
その他(計画に関係がない意見)	0件

(3)寄せられた意見の概要及び回答

番号	意見等	教育委員会の回答・考え方等
1	荒尾市図書館を親子でよく利用する。理由は図書館だけでなく商業施設や飲食施設がたくさんあることや個人の読書や勉強スペースが充実しているため。大牟田市立図書館の利用者や読書者数を増やすために大型商業施設内にも出張図書館スペースや勉強個別スペースを作るはどうか？大型商業施設にくる家族連れの中にも子どもと一緒に来ている保護者もいて、その保護者が、楽しめるスペースとして出張	計画案の3つの基本目標の中では、子どもの読書活動があらゆる機会や場所において行われることや、快適な空間でできるよう子どもの読書活動を支えることを掲げています。また、具体的な取組み案の中においても身近な地域や拠点で気軽に読書を楽しむ取組みなどを掲げています。 こうしたことから、令和6年度に大型商業施設内において子ども読書の推進に繋がるイベントを行うとともに、今後も計画に基づき地域や大型商業施設などの連携による取組みを行う予定です。

	図書館が大型商業施設にあってもいいと思う。もしくは子供専用の図書スペース開設でもいいかと思う。箱よりも読書しやすい環境作りも大切と思う。	このような取組みも行いながら、ご提案頂いた内容についてはスペースの問題や費用面も含め検討して参りたいと考えております。
2	現在の図書館内にカフェスペースを作るなど図書館を賑わいスペースにすることもいいのではないか？	<p>大牟田市立図書館内のカフェスペースの設置については、新たなスペースの確保などの課題が多いことから現段階においては非常に困難な状況です。</p> <p>しかしながら、計画案の中では、子どもや障害のある人を含めたすべての市民が快適な空間で図書サービス等を受けることができるよう機能の整備に努めることを掲げていることや、公共施設維持管理計画等に基づいた計画的な改修も掲げていることから、緊急性や必要性、優先順位などを考慮し機能の整備に努めたいと考えております。</p>
3	<p>子ども達に読書を沢山したくなる気分にさせるには、大人達が楽しそうに本を読む姿を見せることが1番効果が高いのではないか。大人に向けて「みんなで楽しく本を読みましょうキャンペーン」をしてみてはいかがか？</p> <p>本を読む大人や先生達を身近に感じれば自然に本を読みたくなるのではないか。させよう、させようと大人が頑張るほど、子ども達の耳には届かないような気がする。</p>	<p>計画案策定の際に実施しました子どもとその保護者に対するアンケート調査においては、「読書を好きか」という問い合わせに対して、子どもとその保護者は同じ回答の傾向にあることが判明しました。このことから子どもの読書推進のためには、身近な大人である保護者に対するアプローチも重要であると考えております。また、子どもが本を読むきっかけとしては、おもしろい本や知りたいと思うことの本があることが高い割合を占めました。</p> <p>このようなことから、計画案の第4章に示しました具体的な取組みにおいては、身近な地域や拠点で親子が気軽に読書を楽しむ取組みなどを掲げています。また、子どものみならず大人も興味を持つための本に関する情報やイベントなどの情報発信を強化する考えを盛り込み、子どもの読書推進につながるための情報発信の強化も施策の一つとして掲げました。</p> <p>ご提案いただいた取組みについては、今後、大牟田市立図書館等での実施を検討するとともに、関係団体においても同様の取組みにつながるよう働きかけを行いたいと考えております。</p>

番号	意見等	教育委員会の回答・考え方等
4	図書館でおはなし会があつてることをいろんなところでアピールすべきと思う。学校の先生方にも周知していただきたい。	<p>計画案策定の際に実施しました子どもとその保護者に対するアンケート調査では、本を読むきっかけづくりのために、各年代に合わせた情報提供や機会の創出などが必要であることが判明しました。</p> <p>こうしたことから、計画案においては、子どもの読書推進につながるための情報発信の強化も施策の一つとして掲げたところです。様々な機会を活用し、広く効果的に情報を発信していくこととしており、ご提案の内容も含め取組みを進めてまいります。</p>
5	中学生や高校生が小学生に読み聞かせを行うなど、自分より下の子への読み聞かせにより、異年齢との関わりで優しさという感情も経験できるのではないか。	<p>計画案策定の際に実施しました学校図書館司書に対するアンケート調査でも同様の意見があり重要なことであると考えています。</p> <p>このため計画案においても、中高生が小学生に、小学生が幼児に読み聞かせを行うなどの取組みを掲げて進めてまいります。</p>
6	ともだちや絵本美術館では自由に本を手に取ることができる。歓迎遠足などの機会には、ぜひともだちや絵本美術館での時間も取って頂き、その心地よさを子どもたちに体験してもらえればと思う。ぜひ幼稚園・保育所・学校等で図書館やともだちや美術館へ行く機会を設けて頂きたい。 (読書ボランティア活動を行っているので、その際にボランティアが必要であれば役に立ちたいと思う。)	<p>ともだちや絵本美術館では、定期的に市の関係課や大牟田市立図書館、関係機関や地域の代表者で情報共有のための会議を行っており、この中で、子ども達がともだちや絵本美術館に足を運んでもらうための方策の検討を行っています。</p> <p>また、計画案においては、子どもの読書推進につながるための情報発信の強化も施策の一つとして掲げたことから、様々な機会を活用し、広く効果的に情報を発信していくこととしており、この中で、ともだちや絵本美術館の魅力の情報発信を行う予定しております。</p> <p>あわせて、計画案の中では、子どもの読書活動を支援する組織や人材のつながりづくりを施策の一つとして掲げているとともに、計画の推進体制についても明記しており、様々な団体とも連携しながら取組みを進めてまいります。</p>

4

計画策定の経過

日 程	内 容
令和6年 5月 2日	副部長等会議 ○大牟田市子ども読書推進計画の改定について
令和6年 5月 13日	定例教育委員会 ○大牟田市子ども読書推進計画の改定について
令和6年 6月 12日	市民教育厚生委員会 ○大牟田市子ども読書推進計画の改定について
令和6年 6月 26日	第1回大牟田市子ども読書推進計画改定検討会 ○大牟田市子ども読書推進計画の改定について ○市民意識調査実施要項（案）について ○調査票【アンケート】（案） ○今後のスケジュールについて
令和6年 7月 4日 ～8月 31日	市民意識調査（アンケート）実施
令和6年 7月 23日	社会教育委員の会議 ○大牟田市子ども読書推進計画の改定について
令和6年 8月 14日 ～9月 6日	関係課、小学校、中学校、特別支援学校への事業調査実施
令和6年 9月 6日	読書ボランティアへのインタビュー調査実施
令和6年 10月 15日 ～10月 31日	市内の小学校、中学校、高等学校の図書館職員（司書）への調査、実施
令和6年 10月 24日	第1回大牟田市子ども読書推進計画改訂検討会ワーキング部会 ○市民意識調査 実施結果について ○各種調査から見えてきた主な特徴と今後の方向性（案） ○大牟田市子ども読書推進計画（第4次）第1章（案） ○今後のスケジュールについて
令和6年 10月 31日	第2回大牟田市子ども読書推進計画改定検討会 ○市民意識調査 実施結果について ○各種調査から見えてきた主な特徴と今後の方向性（案） ○大牟田市子ども読書推進計画（第4次）第1章（案） ○今後のスケジュールについて
令和6年 11月 25日	社会教育委員の会議 ○大牟田市子ども読書推進計画の改定について（中間報告）
令和6年 11月 26日	第2回大牟田市子ども読書推進計画改訂検討会ワーキング部会 ○市内の小学校、中学校、高等学校の図書館職員（司書）への意見聴取結果について ○大牟田市子ども読書推進計画（第4次）【案】について ○今後のスケジュールについて
令和6年 11月 28日	第3回大牟田市子ども読書推進計画改定検討会 ○市内の小学校、中学校、高等学校の図書館職員（司書）への意見聴取結果について ○大牟田市子ども読書推進計画（第4次）【案】について ○今後のスケジュールについて

日 程	内 容
令和6年12月 5日	副部長等会議 ○大牟田市子ども読書推進計画(第4次)【案】について
令和6年12月23日	定例教育委員会 ○大牟田市子ども読書推進計画(第4次)【案】について
令和7年 1月 8日	市民教育厚生委員会 ○「大牟田市子ども読書推進計画(第4次)【案】について
令和7年 1月15日 ～2月 6日	市民意見募集(パブリックコメント)実施
令和7年 1月27日	社会教育委員の会議 ○大牟田市子ども読書推進計画(第4次)【案】について
令和7年 2月13日	定例教育委員会 ○大牟田市子ども読書推進計画(第4次)【案】に対する市民意見募集結果について
令和7年 2月21日	市民教育厚生委員会 ○大牟田市子ども読書推進計画(第4次)【案】に対する市民意見募集の結果について
令和7年 3月24日	定例教育委員会 ○「大牟田市子ども読書推進計画(第4次)」の策定について

大牟田市子ども読書推進計画(第4次)

(2025~2029)

令和7年3月

大牟田市教育委員会

(市民協働部生涯学習課)